

五島壱岐地域森林計画書

(五島壱岐森林計画区)

計画期間 自 令和4年4月1日 至 令和14年3月31日

令和3年12月28日



本計画は、森林法第5条第1項の規定により、同法第4条第1項の全国森林計画に即して、五島壱岐森林計画区に係る民有林について、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮した森林整備及び保全の目標、施業の指針、土地の保全に関する事項等を明らかにするとともに、計画期間内における伐採、造林、林道開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。

なお、本計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10ヶ年間である。

目 次

I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位置及び行政区域 -----	1
(2) 自然的背景 -----	1
(3) 社会経済的背景 -----	2
(4) 森林・林業の概況 -----	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価-----	5
3 計画樹立に当たっての基本的考え方-----	6
II 計画事項	
第 1 計画の対象とする森林の区域 -----	10
第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	11
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	11
(1) 森林の整備及び保全の目標 -----	11
(2) 森林の整備及び保全の基本方針 -----	11
(3) 計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	13
2 その他必要な事項 -----	14
第 3 森林の整備に関する事項 -----	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） -----	15
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 -----	15
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 -----	16
(3) その他必要な事項 -----	16
2 造林に関する事項 -----	17
(1) 人工造林に関する指針 -----	17
(2) 天然更新に関する指針 -----	18
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 -----	19
(4) その他必要な事項 -----	19
3 間伐及び保育に関する事項 -----	20
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	20
(2) 保育の標準的な方法に関する指針 -----	20
(3) その他必要な事項 -----	21
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 施業の方法に関する指針 -----	22
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域内の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針 -----	22
(3) その他必要な事項 -----	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	25
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	25
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方 -----	25
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 （路網整備等推進区域）の基本的な考え方 -----	26
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	26

(5) 林産物の搬出方法等-----	26
(6) その他必要な事項-----	26
 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項-----	27
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び 森林施業の共同化に関する方針-----	27
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針-----	27
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針-----	27
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針-----	28
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針-----	29
(6) その他必要な事項-----	29
 第4 森林の保全に関する事項-----	31
1 森林の土地の保全に関する事項-----	31
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区 -----	31
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある 森林及びその搬出方法-----	31
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項-----	31
(4) その他必要な事項-----	31
2 保安施設に関する事項-----	32
(1) 保安林の整備に関する方針 -----	32
(2) 保安施設地区の指定に関する方針 -----	32
(3) 治山事業の実施に関する方針 -----	32
(4) 特定保安林の整備に関する事項 -----	32
(5) その他必要な事項 -----	32
3 鳥獣害の防止に関する事項-----	33
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針 -----	33
(2) その他必要な事項 -----	33
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	34
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針 -----	34
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く） -----	34
(3) 林野火災の予防の方針 -----	34
(4) その他必要な事項 -----	34
 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項-----	35
(1) 保健機能森林の区域の基準 -----	35
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項 -----	35
 第6 計画量等-----	37
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積-----	37
2 間伐面積-----	37
3 人工造林及び天然更新別の造林面積-----	37
4 林道の開設及び拡張に関する計画-----	38

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	41
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	41
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 -----	42
(3) 実施すべき治山事業の数量 -----	43
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期 -----	44
第7 その他必要な事項 -----	45
1 保安林その他制限林の施業方法 -----	45
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要 -----	54
(1) 市町村別土地面積及び森林面積 -----	54
(2) 地況 -----	56
(3) 土地利用の現況 -----	54
(4) 産業別生産額 -----	55
(5) 産業別就業者数 -----	55
2 森林の現況 -----	56
(1) 齢級別森林資源表 -----	56
(2) 制限林、普通林別森林資源表 -----	59
(3) 市町村別森林資源表 -----	60
(4) 所有形態別森林資源表 -----	61
(5) 制限林の種類別面積 -----	63
(6) 樹種別材積表 -----	64
(7) 特定保安林の指定状況 -----	64
(8) 荒廃地等の面積 -----	65
(9) 森林の被害 -----	65
(10) 防火線等の整備状況 -----	65
3 林業の動向 -----	66
(1) 保有山林規模別林家数 -----	66
(2) 森林経営計画の認定状況 -----	66
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況 -----	67
(4) 林業事業体等の現況 -----	67
(5) 林業労働力の概況 -----	68
(6) 林業機械化の概況 -----	68
(7) 作業路網等の整備の概況 -----	69
4 前期計画の実行状況 -----	70
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 -----	70
(2) 間伐面積 -----	70
(3) 人工造林・天然更新別面積 -----	70
(4) 林道の開設及び拡張の数量 -----	70
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	71
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 -----	71
5 森林資源の推移 -----	72
(1) 分期別伐採立木材積等 -----	72
(2) 分期別期首資源表 -----	73
6 その他	
(1) 長崎県天然更新完了基準 -----	74
(2) 間伐指針表 -----	77

(3) スギ・ヒノキ施業体系図 -----	79
(4) ツバキの分布図-----	82
(5) 持続的伐採可能量-----	83

五島壱岐地域森林計画区の位置図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名	
農 林 政 課 部 林 政 理 課 班	統 括	林 政 課 長	永 田 明 広	五 島 振 興 局	林 務 課 長	土 橋 博 史
		總 課 長 括 補 佐	湯 川 亮 一		林 業 班 係 長	黒 岩 康 博
	森 林 管 理	參 事	松 尾 尚 洋		技 師	坂 口 悠 紀
		係 長	前 田 一		技 師	鎌 田 真 希
		係 長	前 田 学		技 師	山 田 康 平
		係 長	吉 永 惣 一 郎		新上五島町駐在 係 長	室 原 正 洋
		技 師	森 脇 里 奈		技 師	坂 本 こ こ ろ
				壱 岐 振 興 局	林 務 班 係 長	山 口 真 利
					技 師	鬼 塚 永 翼

自 令和3年4月1日
従事期間 至 令和4年3月31日

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

本森林計画区は、五島（福江島、久賀島、奈留島、若松島、中通島）列島及び壱岐島で構成されている離島地域である。振興行政区域は、長崎県五島振興局に属する五島市及び南松浦郡の新上五島町と、長崎県壱岐振興局に属する壱岐市から構成されている。

なお、この計画区の林野庁所管の国有林及び官行造林地は、九州森林管理局長崎森林管理署によって管理されている。壱岐島には林野庁所管の森林はない。

本計画区の土地面積は、77,353haであり、森林面積は49,614haで64%を占めている。

(2) 自然的背景

① 地形

本計画区のうち五島地区は、無人島112を含む130の島しょからなり、海岸線が長く若松瀬戸、玉之浦湾を始めとするリアス式地形を呈している。また、外海に臨む海岸には海蝕地形の発達が顕著であり、特に大瀬崎を中心として延長2,000m、標高160mに及ぶ海蝕崖は特筆すべきものである。このほか海蝕洞窟等、海岸線に多くの特徴を有している。このため、西海国立公園の中でも特に景観が優れた地域となっている。五島列島の山系は南北に縦走し、これに多くの肋骨状の主脈が発達しているが、地形は極めて複雑多岐で、いわゆる沈降隆起等による地質構造と相まって、谷が多く急峻で海岸に至るまで起伏している。

福江島の中央部には、南北約5Km、東西の最大幅2Kmの山内盆地があり、五島列島では珍しく広い平野が発達している。

主たる山岳は、福江島では、五島最高峰の父ヶ岳（460m）を始めとして七ツ岳（432m）、翁頭山（429m）等で、中通島では番岳（443m）、山王山雄嶽（439m）、高熨斗岳（431m）等がある。

河川は、短く、水量は少ないが、降雨時には急流となるため、山地の浸食が進んでいる所も多い。

主たる河川は、一の川、鰐川、福江川、中須川が福江島にあり、中通島には相河川、釣道川、大川等がある。

壱岐地区の海岸線も、五島地区と同様、海蝕地形の発達で変化に富んでおり、壱岐対馬国定公園の主力をなしている。壱岐島は岳の辻（212m）を最高とする標高210m以下の低い台地状の地形を呈している。

河川は、緩やかで主なものは東海岸に流れる谷江川、幡鉢川である。

② 地質・土壤

五島地区の地質は、新第三紀の五島層群とよばれる堆積岩類と、それに貫入したり、被覆する火成岩類とによって構成されている。旧福江市の鬼岳、岐宿町の北部、富江町の南部、三井楽町の北西部の台地には、幅広く玄武岩が分布している。

また、中通島の新魚目町の曾根火山一帯にも分布している。

中通島の東側地区と福江島の中央部には溶結凝灰岩（福江流紋岩）が広く露出している。

また、わずかであるが、福江島の中心部、久賀島の北西部、中通島及び若松島の一部には、花崗岩がみられる。

壱岐地区の地質は、島の大部分は広く玄武岩の溶岩流で覆われているが、その下には勝本層のほかに、新第3紀の種々の火成岩類が分布しており、島北部の一部（勝本町、芦辺町今坂付近）に壱岐層が分布している。

勝本層及び壱岐層は、砂岩及び泥岩の互層よりなっている。

土壤は、火成岩を母体とする地帯では、土質が緻密な植壤土で、乾性褐色森林土壤（五島地区は赤褐系・黄褐系）及び暗赤色土壤（乾性）である。又これらの土壤は全般的に一部の崩積土を除いて腐植層（A層）が浅く、潮風による影響で乾燥している。

③ 気候

対馬暖流が五島列島に沿って北上しているため、気温は温暖で寒暖の差は少なく、降雪は極めて稀で無霜地帯が多い。

雨量は2,200mm程度で林木の生育に適している。風向きは秋から春にかけては北または北西の風が強く、夏は南西の風で、8月頃は南西風による台風の進路上になることが多い。過去における気象災害としては、昭和53年台風18号、昭和62年台風12号、平成3年台風17, 19号、平成11年壱岐の大雨、平成17年五島の大雨、平成29年台風3号、令和元年壱岐の大雨、令和2年台風10号の大雨等により、大きな被害が出ている。

長崎海洋気象台福江特別地域気象観測所における最近10年間（平成23～令和2年）の観測結果によれば、年平均気温は17.1°C、年平均降水量は2,399mmである。

また、芦辺観測所における観測結果によれば、最近10年間の年平均気温は15.8°C、年平均降水量は1,951mmである。

（3）社会経済的背景

① 土地利用の状況

本計画区の土地面積は、77,353haで県全体の19%を占め、このうち森林面積は49,614haで県全体の21%である。森林率は64%で、県全体の53%より高い。

森林面積は、五島地区44,740ha（森林率73%）、壱岐地区4,875ha（森林率35%）、森林のうち、国有林は4,005ha（8%）、民有林は45,609ha（92%）と大部分が民有林である。

また、耕地の占める割合は、県平均の11%に対し、五島地区は8%と低い一方、壱岐地区は25%とかなり高く、計画区全体では県平均とほぼ同じく11%となっている。

② 人口

本計画区の人口は約77千人（R2.10.1現在）であり、県全体の6%に当たる。また、人口密度は県全体の318人／km²に対し、五島地区82人／km²、壱岐地区179人／km²となっている。

③ 交通

本計画区の交通状況は、離島地域であることから、長崎市から五島市及び新上五島町奈良尾へジェットフォイル、フェリーが就航しており、また、長崎市から新上五島町鯛ノ浦へ高速旅客船が、佐世保市から新上五島町有川へフェリー及び高速旅客船が就航している。

道路は、五島・壱岐ともに縦貫道路、一周道路等があり道路整備が進んできている。

福江島では、島の北部を経由して西海岸を南下し富江町まで国道384号が走り、これに県道等が縦横に連絡している。

上五島地区では西海岸を南北に国道384号が走っており、これに県道が縦横に連絡している。また、福江島には福江空港があり、長崎空港及び福岡空港と結ばれている。

壱岐地区では、長崎空港から空路、福岡市及び佐賀県から航路があり、島内には国道382号が島内中央部を南北に走っており、これに県道等が縦横に連絡している。

④ 地域産業の概要

平成27年の国勢調査によると、この計画区の就業人口は県下の6%にあたる約3万7千人で、産業別にみると、第1次産業が16%、第2次産業が15%、第3次産業が69%となっている。平成30年度市町村民経済計算によると、産業別生産額の割合は、第1次産業が8%、第2次産業が15%、第3次産業が77%となっている。第1次産業の内訳では水産業が60%を占め、農業が38%、林業は2%である。

林業総生産額は、3.8億円で、県下林業総生産額49億円の8%である。

(4) 森林・林業の概況

① 概況

本計画区には、西海国立公園と壱岐対馬国定公園があり、民有林の25%に相当する11,362haが指定されている。

五島地区は、昭和30年頃までは、天然のマツと広葉樹の混交林が多く、薪炭材と良質のマツ材の生産が行われていたが、松くい虫によるマツ資源の枯渇とエネルギー革命による需要減により、ヒノキを主体とした拡大造林が進められてきた。近年は、林業採算性の悪化、森林所有者の高齢化等により、林業生産活動も停滞している。民有林の経営形態としては、特に生産森林組合有林が多く、県全体の56%に相当する3,231haを占めている。県営林1,591haをはじめ、市町営林7,771ha、林業公社1,913ha、森林総合研究所森林整備センター（旧緑資源機構）826haと全体の34%に当たる15,332haが組織造林である。

壱岐地区の森林は、通称「背戸山」と呼ばれる宅地を取り囲む屋敷林や農耕地の防風林として生活に密着した機能が重視され、利用されている。民有林の経営形態としては、87%が個人有林を占める。

特用林産物としては、五島地区の「椿油」が代表的なもので、地域の特産品として関東、関西及び長崎市に出荷されており、化粧品メーカーへの出荷・販売が進められている。

② 森林資源の状況

民有林のうち33,777ha(74%)が私有林で、公有林は11,832ha(26%)である。

私有林では個人が20,189haで最も多く私有林の60%を占め、次いで集落有林、生産森林組合有林、共同・共有林、林業公社の順になっている。

人工林面積は18,913haで、人工林率は44%である。樹種はヒノキが98%とほとんどを占めている。スギ、ヒノキの人工林のうち、保育が必要な16年生～45年生の面積が4,330ha(23%)に対して、46年生以上の林分は14,256(77%)となっており、森林利用可能な林分が年々増加している。

人工林のha当たり蓄積は309m³（県平均350m³）で、県平均より低い。年間生長量は52千m³、ha当たり2.8m³（県平均3.4m³）で、県平均より低い。

③ 森林資源の推移

民有林面積の推移を見ると、平成28年度は45,601haで、令和3年度のは45,609haと8ha増加している。

人工林のha当りの平均蓄積は、293m³/haから309m³/haと増加した。

④ 伐採及び造林の動向

この計画区の過去5年間の伐採量は、針葉樹113千m³、広葉樹2千m³、合計115千m³である。このうち間伐が109千m³と針葉樹伐採量の96%を占めている。

広葉樹はチップ材主体に一部道路等の開発に伴い伐採されている。

人工林の動向を見ると、造林実績は、3haで、前期実績と同程度と低調である。

⑤ 林産物の動向

令和2年度末における木材業登録業者は37事業体、製材業者は9事業体である。

民有林における令和2年度のスギ・ヒノキの素材生産量は3千m³で県全体の4%を占めている。特用林産物については、椿油が代表的なもので、令和2年次生産量は約21.5kℓ（本県生産量の76%）で、全国一位となるほどの産地である。

⑥ 林道の開設状況

令和2年度末における既設林道は、延長290.3kmである。林道密度は、6.3m/haで、県平均と同程度の開設状況である。

⑦ 森林組合の概況

計画区域内の森林組合は、広域合併組合の五島森林組合と壱岐市森林組合の2組合がある。

五島森林組合においては、これまでに高性能林業機械、皮剥機、おが粉製造器、製材機械等を導入し、林産・加工事業に取り組んでいる。

林産事業では、丸太の島外出荷を行っており、今後は集約化施業等による効率的な林産体制の整備が求められる。

加工事業では、製材品の販路の確保・拡大が必要であり、地域内の製材工場との連携による技術力向上や販売促進の活動が必要である。

壱岐市森林組合では、間伐による森林整備が主体であり、今後、効率的な林産体制の整備が求められる。

⑧ 保安林の指定状況(実面積)

保安林の指定面積は12,650haで、保安林指定率は28%と、県平均の23%より高い。

種類別内訳は、水源かん養保安林5,064ha(40%)、土砂流出防備保安林5,108ha(40%)、土砂崩壊防備保安林134ha(1%)、魚つき保安林862ha(7%)、保健保安林926ha(7%)、その他保安林556ha(5%)となっている。

指定推進については、ふるさと緑の生活環境基盤整備事業により、水源かん養や災害防備を目的とした保安林を中心に指定が進められている。

⑨ 自然公園等

自然公園等の区域内の森林面積は、西海国立公園10,857ha、壱岐対馬国定公園379ha、県自然

環境保全地域160haなどとなっている。

⑩ 野生動植物

ほ乳類は、五島地区では、玉之浦町を中心にキュウシュウジカが生息し、特定外来生物に指定されているクリハラリス（タイワンリス）については、平成9年から旧福江市鬼岳周辺で被害が確認されている。壱岐地区では、各地にホンドタヌキが生息し、クリハラリスによる被害の拡大傾向が見られる。

鳥類では、五島地区は、島内にカモ類が渡来越冬する貯水池があり、特に福江島の内闇ダム、繁敷ダム、大川原ダム等はカモ類の渡来する良好な環境である。

壱岐地区は、芦辺町の内海は水鳥類の生息に良好な環境で、カモメ類の大群やカモ類が多くみられる。

植生では、五島地区は、平地の自然林は、タブ・ムサシアブミ群集に分類され、高木では、タブ、ムクノキ、スダジイが優占する。中でも、最も普通に見られるのは、スダジイの萌芽林である。

海拔が高い所では、イスノキ・ウラジロガシ群集が成立し、アカガシ、バリバリノキ等も見られる。

壱岐地区は、古くから耕地化され内陸部には自然林がきわめて少ないが、郷ノ浦町鏡岳神社社叢のスダジイなどの照葉樹林、芦辺町男岳のイスノキを優占種とする自然林等がある。

また、本計画区には、海に面して多くのヤブツバキが自生している。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

（1）伐採立木材積

○ 計画と実行結果についての評価

主伐は、針葉樹では用材のための伐採のほか、林地開発に伴う皆伐もあったが、結果として対計画比22%と計画量を下回った。広葉樹ではチップ生産や林地転用に伴う皆伐などがあったが、対計画比40%と計画量を下回り、全体として対計画比22%と計画量を下回った。

間伐は、作業道開設と高性能林業機械の組み合わせによる搬出間伐や、手入れ不足の森林の伐捨間伐を推進し、対計画比109%と計画量とおおむね同程度となった。

（2）間伐面積

○ 計画と実行結果についての評価

間伐面積は、対計画比103%と計画を上回った。これは搬出間伐を進めてきたことが要因として挙げられる。

（3）人工造林、天然更新別の造林面積

○ 計画と実行結果についての評価

人工造林は、対計画比4%と計画量を大きく下回った。これは森林所有の林業経営意欲の減退が大きいことが主因である。また、主伐後に再造林でなく天然更新を選択することが原因として

挙げられる。ただし、天然更新についても、対計画比48%と計画量を下回った。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

○ 計画と実行結果についての評価

開設については、対計画比18%となり、計画量を下回った。また、拡張については、実績がなかった。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

○ 計画と実行結果についての評価

保安林の指定推進に努めたが、水源かん養保安林の指定実績はなく、一方、解除面積が1haあった。災害防備に係る保安林の実績も計画比41%と低調にとどまった。

イ 治山事業

○ 計画と実行結果についての評価

五島壱岐では、人家・集落の裏山が急傾斜で山地災害発生の危険性が高いことから治山事業への要請が強く、災害を未然に防止するため積極的に整備を行った結果、保安施設の箇所数は対計画比93%と計画量をほぼ達成できた。

(6) 要整備森林の整備の数量

○ 計画と実行結果についての評価

該当なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画樹立の基本方針

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきた。

近年は、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の要請は高度化・多様化してきている。

このような県民の期待の高まりに応えるため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するには、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題である。

本計画区の森林の現況をみると、人工林は19千haを占め、その多くは高齢級の森林が増加しており、資源として利用可能な段階を迎えている。また、一方で、森林に対する県民のニーズを踏まえた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備を推進する必要がある。

これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の発揮を図るため、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すものとする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している

ことを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

以上の認識のもとに、「森林法」第5条の規定により、「全国森林計画」に即し、計画区内の国有林との連絡調整を図りつつ、次の事項について定めるものである。

① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条第3項に規定する民有林であって、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められる民有林を対象とする。

② 森林の整備及び保全に関する基本的事項

ア 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための適切な森林施業を実施するため、機能ごとにその機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を明らかにするものとする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針は、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的な機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針について定めるものとする。

③ 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 伐採立木材積は、森林資源の保続を図ることを基本とし、森林の有する木材等生産機能と県土保全、水資源の確保等の公益的機能との調和を保ちつつ、森林資源の構成状況、当該森林計画区における森林資源の推移、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設状況、伐採傾向及び複層林の造成等により人工林の伐採年齢の多様化、長期化、齡級構成の平準化を図ること等を勘案し計画するものとする。

イ 立木竹の伐採に関する事項は、当計画区における気候、地形、地質、土壤その他の自然条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案し、立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的方法等市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針及びその他必要な事項を定めることとする。

④ 造林に関する事項

ア 造林面積は、当該森林計画区における③により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）、未立木地、その他造林すべき状態にある土地、過去の造林傾向等を勘案して定めるものとする。

イ 造林に関する事項は、当該森林計画区における森林に関する気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案し、市町村森林整備計画において人工造林に関する事項、天然更新に関する事項及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を定めるに当たっての指針及びその他必要な事項を定めるものとする。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

ア 間伐立木材積は、③の伐採立木材積と同様の事項を勘案して定めるものとする。

イ 間伐及び保育に関する事項は、当該森林計画区における既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、間伐面積、市町村森林整備計画の規範となる間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法を定めるに当たっての指針その他必要な事項を定めるものとする。

⑥ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

当該森林計画区における森林に関する気象、地形、地質、土壤その他の自然条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の区域を定めるに当たっての基準を定めるほか、当該区域の施業の方法を定めるに当たっての指針その他必要な事項を定めるものとする。

⑪ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道の開設及び拡張（改良又は舗装をいう。）に関する計画、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえ、更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在並びにその搬出方法のほか、その他必要な事項として、林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域の基本的な考え方及び路網の規格・構造についての基本的な考え方その他必要な事項を定めるものとする。

林道の開設及び改良に関する計画は、当該森林計画区における利用すべき森林の状況、③から⑤までにより定める伐採立木材積及び間伐立木材積、造林面積、過去の林道の開設状況等を勘案して定めるものとする。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針、森林施業の共同化に関する方針、林業に従事する者の養成及び確保に関する方針、作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針及び林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針その他必要な事項を定めるものとする。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

ア 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区、森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法を定めるものとする。

イ 土地の形質の変更に当たっては、地区の選定や土工に関する事項、太陽光発電施設の設置の適正な運用及び地域住民への配慮などに関する留意事項を定めるものとする。

⑩ 保安施設に関する事項

ア 保安林の指定については、保安林の配備状況等を踏まえ、保全対象等地域の実情を勘案し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の森林の有する公益的機能の確保及び向上を目的として計画するものとする。

イ 治山事業については、安全で潤いのある県土の保全、水源かん養機能の拡充強化、快適な生活環境の保全等、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、災害発生形態の変化に応じた、山地治山及び保安林整備等の事業を計画するものとする。

⑪ 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について方針を定めるものとする。

⑫ 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林病害虫等の被害対策の方針、鳥獣害対策の方針（3（1）⑪に掲げる事項を除く）、林野火災の予防の方針その他必要な事項を定めるものとする。

⑬ 保健機能森林の整備に関する事項

森林資源の構成、周辺における森林レクレーションの動向等を勘案し、市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針その他必要な事項を定めるものとする。

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位（面積：ha）

区分	面積	備考
総 数	45,608.84	
五島地区計	40,734.08	
五 島 市	23,821.50	
新上五島町	16,912.58	
壱岐地区計	4,874.76	
壱 岐 市	4,874.76	

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制及び同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出並びに同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3 森林計画図の縦覧場所は、長崎県農林部林政課、五島振興局、壱岐振興局とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮さ

せるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮する。また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおり定める。

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐

等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。

このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位（面積：ha 蓄積：m³/ha）

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	19,109	19,119
	育成複層林	95	140
	天然生林	23,606	23,562
森林蓄積		175	199

注1 育成单層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

2 その他必要な事項

木材価格の下落等により、森林に対する所有者の関心が薄れていますことに加え、本土に比べて成長が遅いため手入れ不足の森林が多く、今後も間伐などの森林整備を必要とする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図るものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続するこがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採の対象とする立木については、（2）に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。

地 区	樹 種	施業体系	主伐の時期 (年)
五 島 壱 岐	ス ギ	短伐期	5 5
		長伐期	7 0
	ヒノキ	短伐期	6 0
		長伐期	8 0

(注) 長伐期施業とは標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行うよう努めるものとするが、当面は下表により対応するものとする。

標準伐期齢を示す基礎林齢

単位（年）

地 区	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
五島壹岐森林計画区	3 5	4 0	3 5	4 0	2 0

(3) その他必要な事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、地域の実情に応じた伐採を行うものとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区分	樹種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチョウ、カヤ、その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、ツバキ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、その他有用広葉樹

また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

①植栽本数

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、人工造林については、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数を適用するものとし、標準的な植栽本数は、下表のとおりとする。

なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。

樹種	植栽本数（本／ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000

②地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。

③植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は（附）参考資料7 その他（2）長崎県天然更新完了基準（平成19年5月30日）の3に記載のとおりとする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、将来高木となりうる広葉樹とする。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 期待成立本数及び天然更新すべき本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は16,000本／haとし、天然更新すべき立木の本数は5,000本／ha（ただし、草丈以上のものに限る）とする。

② 天然更新補助作業の標準的方法

天然更新に当たって、天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うものとする。

a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。

b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。

c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根または地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うことを定めるものとする。

③ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

長崎県天然更新完了基準の5に記載のとおりとする。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等の観点から、天然下種及びぼう芽による方法では、更新の確保が期待できない森林とし、市町村森林整備計画において基準を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の伐採立木材積及び2の間伐面積を踏まえ、次の事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。また、施業の省略化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討する。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

地 域	樹 種	施業体系	間伐時期（年）				間 伐 の 方 法
			初 回	2 回目	3 回目	4 回目	
五 島	ス ギ	短伐期	19	26	34		原則として、長崎県間伐指針表(短伐期)及び長伐期施業体系図(長伐期)のとおり ※(附)参考資料の7の(2)及び(3)
		長伐期	20	27	38	50	
	ヒノキ	短伐期	22	31	44		
		長伐期	20	28	38	52	
壹 岐	ス ギ	短伐期	19	26	34		原則として、長崎県間伐指針表(短伐期)及び長伐期施業体系図(長伐期)のとおり ※(附)参考資料の7の(2)及び(3)
		長伐期	20	28	45		
	ヒノキ	短伐期	22	31	44		
		長伐期	20	30	46		

(注) 間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	スギ	①	②	②	①	①	①	①		↔	①						
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	①	↔	①							
つる切	スギ							①	↔	①							
	ヒノキ							①	↔	①							
除伐	スギ										①	↔	①				
	ヒノキ										①	↔	①				

(注) 1 ①、②は、実施回数を示す。

- 2 下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために、特に作業の省略化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
- 3 つる切りは、下刈り終了後、除伐時に至るまでの期間に行い、繁茂の状況に応じてその都度行う。
- 4 除伐は、下刈り終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的外樹種及び不良木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮する。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し、育成する。

(3) その他必要な事項

ツバキ林整備については、除伐等の保育を適切に行なうことで、立木の成育の促進及び林分の健全化を図り、必要に応じて断幹により結実の促進を行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法は、下記により定める区域の基準及び施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考にして、第2の1(2)の森林の整備及び保全の基本方針に基づき、水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、第2の1(2)の森林の整備及び保全の基本方針及び別表「伐採の方法を定める必要がある森林の指定基準」に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小するものとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行い、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

さらに、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図る場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森

林の一体性も踏まえつつ、木材の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。また、この区域のうち、林地生産力が高く、林道等からの距離が近いといった、林業経営に有利なエリアを、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めるものとする。

なお、この場合において、（1）の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて、「1 森林の立木竹の伐採に関する事項」に記載のとおり主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施並びに森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

（3）その他必要な事項

該当なし

別表「伐採の方法を定める必要がある森林の指定基準」

（1）複層林施業を推進すべき森林

① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。
--	---

<p>② 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>③ 自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>

注：適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

（2）伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他 大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	--

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械の開発の進展状況等も考慮しながら、第3の5の(2)に示す効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ）及び林業作業道を適切に組み合わせて整備する。

また、林道等の整備については、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	99	290
うち林業専用道	4	6

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムは以下のとおりとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度 : m／ha

区分	作業システム	路網密度	うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	20以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域は、地形・地質の状況及び森林の機能別調査の「木材生産機能」にかかる調査結果並びに(2)で示した傾斜に応じた路網密度水準に対する林班別現況路網密度の達成度の分布状況を勘案して設定するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、長崎県林業専用道作設指針及び長崎県森林作業道作設指針（平成23年4月28日23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り開設するものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、適切な搬出方法を設定するものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外であって、土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる場合においては、地形、地質、土壤等の状況に応じて、搬出方法を車両系又は架線系か判断して設定するものとする。

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、本計画区内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあっては、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を推進する。また、今後、間伐等の森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

イ 森林経営の委託の促進に対する普及指導体制の強化

施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るため、市町、林業普及指導員、林業事業体等地域に密着した機関による森林所有者等に対する普及指導活動を強化するものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が必要かつ適當と認める場合において経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとし、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の経営体质強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営方針を明確化し、ICTを活用した生産管理手法の導入、生産性の向上等の事業の合理化等による林業経営基盤や経営力の強化を推進するものとする。特に森林組合にあっては搬出間伐等林産事業を集約化してさらに推進していくために役職員の経営意識の向上を図るものとする。

イ 林業従事者の養成・確保

雨天等作業間断時の就労など通年雇用に必要な施設の整備や広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等に努めるものとする。

また、林業に従事する者については「林業労働力確保支援センター」が林業事業体の要請に基づく委託募集、林業就業促進資金の貸付、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成を支援するなど林業労働力の養成及び確保を図るものとする。

ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業への関心を持ち続け、林業に就業しうる環境を醸成するとともに、林業研究グループをはじめとする若手林業後継者の育成と活動の支援を通して、担い手の確保を図るものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう、多様な特用林産物生産等との複合経営の確立、生活環境の改善等に努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

持続可能な森林経営を可能とするため、施業の集約化を行い、生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、目標林型に配慮し、林内路網と一体となった高性能林業機械による新たな作業システムの導入を推進するものとし、新たな高性能林業機械作業の普及PR、林業機械や路網作設オペレータの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進するための体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備に努めるものとする。

イ 機械作業システムの目標

高性能林業機械作業システムの導入にあたっては、本計画区の地形が複雑かつ急峻であることから、チェーンソー伐倒を基本とし、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムを選択するものとする。標準的な目標システムは次のとおりとする。

区分		機械作業システム	主要機械	備考
作業地 集中型	緩傾斜地	車輪系	ハーベスター→フォワーダ グラップル（ワインチ）→ プロセッサー→フォワーダ	
	傾斜地	架線系	タワーヤード（スイングヤード）→ プロセッサー→フォワーダ	

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

流域を単位として計画的な素材生産を推進し、共同出材等により原木の出荷量の拡大及び供給の安定化を図るものとする。これから増加が予想される原木取扱いに対応するため、原木流通拠点施設の新設や生産現場での原木流通の改善・合理化を図るため山元土場の整備を行うものとする。

島外への出荷については、原木の価格や量を定めた安定的な協定取引関係の確立を推進するものとする。また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

イ 木材加工の合理化

地域材加工の効率化や低コスト化を図るため、製材工場等の水平連携や製材用材から低質材までの木材を地域内で加工できる施設の整備・拡充が不可欠である。

製材工場等の水平連携においては、公共施設等の大型物件及び地域外への販売に向けて各事業体の得意分野を生かして共同で製品の供給を行うなどの取組が必要である。

製材分野の施設の整備・拡充においては、必要に応じて、共同利用ができる人工乾燥施設やモルダー加工機等の整備を行う必要がある。

また、低質材の利用については、木質バイオマス発電・熱利用や畜産用敷料等の需要面を視野に入れた上で、チップ工場等の整備を促進するものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通・加工システムを構築するため、地域材の産地化形成の推進などについて、平成26年度に設立された長崎県地域材供給倍増協議会を通じて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、地域産の木材使用シェアの向上や公共事業での木材使用を促進させるため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき策定された長崎県公共建築物等木材利用促進方針（平成23年4月14日策定）及び市町の方針を踏まえ、建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業体、木材加工業者、県・市町の公共事業担当部署等関係者の合意形成を図るものとする。

(6) その他必要な事項

農山村の生活環境の整備は、都市部に比べ遅れており、過疎化現象の要因ともなっている。今後、生活に密着する集落間道路、用排水施設、教育福祉施設、公園・スポーツ施設・保養施設等の整備とともに、体験型・滞在型の余暇活動にふさわしい緑豊かな農山村景観が形成・維持された森林の整備に努めるものとする。

また、地域資源による定住環境の整備と所得の確保を図るため、特用林産物の生産振興を図るとともに資源の循環利用を進め、林業生産活動を促進し、経営の安定化を図るものとする。

さらに、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進め、また、児童生徒の余暇活動の場となりうる里山林の整備や施設の整備を積極的に行うものとする。

五島においては特用林産物であるツバキ油の原料となるツバキ実（種子）の生産量の増大や生産量の平準化を図り、ツバキ油の需要の拡大や販路の開拓に努め、農林家の複合経営の確立を推進するものとする。（参考：（附）参考資料6(4)ツバキの分布図）

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		面 積	留意すべき事項	単位 (面積 : ha)
区 分	林 班			備 考
総 数		10,306.84		
五 島 市	備考欄に記入の保安林については、第7の1の「保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」の森林の所在欄に掲げる林班とする。	6,993.54	水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止の機能の維持向上のため適切な管理及び施業を行い、土地の形質の変更に当たっては、指定施業要件に従った施業を行い、林地の保全に十分留意する。	水源かん養林 3,589.54 土砂流出防備林 3,341.26 土砂崩壊防備林 62.74
		3,288.28		水源かん養林 1,474.73 土砂流出防備林 1,755.52 土砂崩壊防備林 58.03
		25.02		土砂流出防備林 11.52 土砂崩壊防備林 13.50

(注) 1 箇所別細部は森林簿による。

2 面積欄は実面積とする。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5(5)林産物の搬出方法等を踏まえ、設定するものとする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石切取、盛土等、土地の形質の変更にあっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとし、土地の形質変更の態様、地形地質等の条件、行うべき施業の内容に留意して、その実施地区の選定を行うものとする。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図るとともに必要に応じて、法面の保護のための法面緑化工、土留工等の施設の設置及び排水施設等を設けるものとし、他の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等においては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼすことのないよう十分に留意するとともに、地域住民の理解に配慮する等の適正な運用を行うものとする。

(4) その他必要な事項

地域の実情に応じて条例等が定められている場合においては、それを適正に遵守するものとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保するものとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を第6の5（1）①のとおり計画するものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりを図るために、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第6の5（3）のとおり計画するものとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずるものとする。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による植栽・緑化など生物多様性の保全に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、下記により定める区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

（1）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

（2）その他必要な事項

（1）のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うものとする。

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壤等の自然条件に適合したもの導入するものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3 (1) アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、防鹿ネットや枝条巻き付けなどの自衛策に加えて、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングの結果を踏まえた捕獲や市町、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵やわなの設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ山火事予防に努めるものとする。

また、防火線、防火樹帯、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発も併せて推進するものとする。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、滝、渓谷、海岸線等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適當であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備及び森林の整備が行われる見込みのある区域について設定するものとする。

特に、多様な広葉樹が賦存し、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用し、今後、森林保健施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、抾伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林機能施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意ものとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中計画数量等を以下のとおり定めるものとする。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	247	238	9	27	18	9	220	220	—
うち前半 5年分	120	117	3	10	7	3	110	110	—

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総 数	3, 100
うち前半 5年分	1, 500

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	36	100
うち前半 5年分	17	57

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 市町村別総括表

(単位 延長 : km)

区分 市町村	開 設				拡 張			
	種 類	区 分	箇 所 数	延 長	種 類	箇 所 数	延 長	
総 数	自動車道	林業専用道 林 道 計	箇線 7 2 9	22.2 7.1 29.3	改良・舗装	箇線 27 27	67.8 67.8	
五島地区 計	"	林業専用道 林 道 計	箇線 7 2 9	22.2 7.1 29.3	"	箇線 27 27	67.8 67.8	
五島市	"	林業専用道 林 道 計	箇線 4 1 5	15.8 4.6 20.4	"	箇線 14 14	21.9 21.9	
新上五島町	"	林業専用道 林 道 計	箇線 3 1 4	6.4 2.5 8.9	"	箇線 13 13	45.9 45.9	
内 訳	前 期			18.2				4.1
	後 期			11.1				63.7
	計			29.3				67.8

注 1 () 内数量は、改築で外数である。

2 前期は令和4年度～令和8年度、後期は令和9年度～令和13年度である。

イ 市町村別明細表

(単位 延長:km 面積:ha)

開 設 拡 張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利 用 区 域 面 積	うち前半5年分	対図番号	備 考
開 設	自動車道			総 数	9 箇線 29.3		6箇線 18.2		
五島地区 計	//		五 島 地 区		9 箇線 29.3		6箇線 18.2		
//	//		五 島 市	計	5 箇線 20.4		4箇線 15.7		
//	//	林業専用道	//	内 間	3.2	83	○	1	福江
//	//	林業専用道	//	ザ レ ガ シ	2.8	115	○	2	福江
//	//	林業専用道	//	岩 谷	4.7	158		3	玉之浦
//	//	林業専用道	//	川 原	5.1	156	○	4	岐宿
//	//	林 道	//	南 部 憩 坂	4.6	119	○	5	岐宿 全体計画延長 12.2Km H31まで
//	//		新上五島町	計	4 箇線 8.9		2箇線 2.5		
//	//	林 道	//	上 五 島 縱 貫	2.5	56	○	6	上五島・若松 全体計画延長 10.9Km H30まで 基幹 国有林調整有
//	//	林業専用道	//	上五島縦貫1号支線	1.0	58	○	7	上五島
//	//	林業専用道	//	矢 倉 岳	1.7	29		8	有川
//	//	林業専用道	//	大 瀬 良	3.7	83		9	有川
拡 張				総 数	27 箇線 67.8		5箇線 4.1		
//			五 島 地 区		27 箇線 67.8		5箇線 4.1		
//			五 島 市	計	14 箇線 21.9		5箇線 4.1		
//	改良・舗装		//	平 山 第 2	0.9	38		10	
//	舗 装		//	樋 の 本	2.0	71		11	
//	//		//	道 口	0.9	463		12	
//	改 良		//	浦 ノ 川	0.8	37		13	
//	舗 装		//	寺 脇	1.3	144		14	
//	//		//	二 本 楠	3.0	116		15	
//	//		//	佐 舗 坂 ノ 上	7.6	393		16	
//	//		//	熊 高	0.5	170		17	

つづき

(単位 延長：km 面積：ha)

開拓 設 張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及 箇所数	利用区域 面積	うち前半5年分	対図番号	備考
//	改良・舗装		//	七岳	0.8	121		18	
//	舗装		//	中岳	0.5	78	○	19	
//	改良		//	丸山	0.1	119	○	20	
//	改良		//	丹奈	0.5	117	○	21	
//	改良・舗装		//	富江 - 玉の浦	2.0	382	○	22	
//	改良・舗装		//	隱河内	1.0	172	○	23	
//		新上五島町		計	13 箇線 45.9				
//	改良・舗装		//	鬼ヶ原	7.4	877		24	
//	//		//	佐野原	4.0	246		25	
//	改良		//	中山大浦	4.0	171		26	
//	改良・舗装		//	桂山	3.7	208		27	
//	//		//	観音岳	1.7	59		28	全体計画延長 1.7km
//	改良		//	熊高	2.0	551		29	
//	//		//	高鬱斗熊高	0.1	55		30	
//	改良・舗装		//	太田	11.9	420		31	
//	//		//	赤尾	3.7	439		32	
//	舗装		//	阿瀬津	3.0	527		33	
//	改良・舗装		//	赤井窄	4.0	270		34	
//	改良・舗装		//	米山大地	0.2	122		35	
//	舗装		//	砥石山	0.2	30		36	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面積	備考	
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	13,342	13,286	
水源涵養のための保安林	5,070	5,064	
災害防備のための保安林	5,900	5,851	
保健、風致のための保安林	2,372	2,371	

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : ha)

指定／解除	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域（林班番号）					
総 数				158	102			
指 定	水 源 潤 養	五島市	松山 (4048)	30	30	水源の涵養		
			繁敷 (1034・1035)	10	10	"		
		新上五島町	奈摩 (1004)	6		"		
			鯛ノ浦 (3050・3051)	10	10	"		
			計	56	50			
	災 害 防 備	五島市	松山 (5037)	5		土砂流出の防備		
			柿浦 (5019)	2		"		
			横ヶ倉 (1048)	2		"		
		新上五島町	築地 (41・42)	10	10	土砂流出の防備		
			高井旅 (4005)	20		"		
			桐古里 (37)	20	20	"		
			若松 (13・15)	10	10	"		
			青砂ヶ浦 (1002)	2	2	"		
			滝河原 (105)	20		"		
			横道 (3008)	3	3	"		
	壱岐市	壱岐市	東触 (1002)	2	2	土砂崩壊の防備		
			立石東触 (1035)	1	1	"		
			筒城仲触 (3010)	1	1	"		
			南触 (3005)	1	1	"		
			諸吉仲触 (2004)	1	1	"		
			箱崎諸津触 (2034)	1	1	"		
保 健		五島市	福江	1		保健		
				1				

注：1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

2 林班番号の千の位の数字は、以下の表のとおり旧市町村であることを示す。

<五島市>

旧市町村	番号	林班番号
福江市	0	1～
富江町	1	1001～
玉之浦町	2	2001～
三井楽町	3	3001～
岐宿町	4	4001～
奈留町	5	5001～

<新上五島町>

旧市町村	番号	林班番号
若松町	0	1～
上五島町	1	1001～
新魚目町	2	2001～
有川町	3	3001～
奈良尾町	4	4001～

<壱岐市>

旧市町村	番号	林班番号
郷ノ浦町	0	1～
勝本町	1	1001～
芦辺町	2	2001～
石田町	3	3001～

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養	0	0	100	200	100
災害防備	0	0	200	400	100
計	0	0	300	600	200

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	林班番号
市町村	区域	うち前半5年分			
五島市	上大津	1	1	山腹工	7
	ザレガシ	1		渓間工	13
	奥浦	1	1	山腹工	55
	樺ノ浦	1	1	山腹工	60
	増田	1	1	山腹工	88
	太田	1		山腹工	1002
	長峰	1		渓間工	1003
	琴石	1		山腹工	1007
	丸子	1	1	渓間工	1014
	道蓮寺	1	1	山腹工	1033
	横ヶ倉	1	1	山腹工	1048
	丹奈	1		渓間工	2009
	矢ノ口	1		山腹工	2011
	中須	1	1	山腹工	2064
	大宝	1	1	山腹工	2079
	元倉	1		山腹工	2094
	築口	1		山腹工・渓間工	2094
	島山島	1	1	山腹工	2095
	高崎	1		山腹工	3006
	八朔	1	1	森林整備	4023
	宮町	1		山腹工	4023
	小川原	1	1	山腹工・渓間工	4055
	打折	1		山腹工	4060
	夏井	1	1	山腹工	5002
	樺木山	1	1	山腹工	5019
	大瀬	1	1	山腹工	5019
	柿浦	1		山腹工	5019
	浦	1	1	山腹工	5021
	矢神	1		渓間工	5034
	船廻	1		山腹工・渓間工	5036
	田岸	1		森林整備	5036
	松山	1	1	山腹工	5037
	荒川	1		山腹工・渓間工	2031
	松山	1	1	山腹工	1
五島市計		34	18		
新上五島町	若松	1	1	山腹工	13
	若松	1	1	山腹工	14
	若松	1	1	山腹工	15
	神戸	1		山腹工	19
	佐尾	1	1	山腹工	32
	築地	1	1	渓間工	41
	築地	1		渓間工、山腹工	42

森林の所在		治山事業施行地区数	うち前半5年分	主な工種	林班番号
市町村	区域				
新上五島町	宿ノ浦	1	1	渓間工、山腹工	45
	樋ノ木	1		渓間工、山腹工	62
	郷ノ首	1		山腹工	69
	荒川	1	1	山腹工・渓間工	71
	郷ノ首	1		山腹工	72
	滝河原	1		山腹工	105
	石司	1		森林整備	109
	青砂ヶ浦	1	1	山腹工	1003
	潮道越	1		山腹工	1016
	船崎	1		森林整備	1037
	飯ノ瀬戸	1	1	山腹工	1053
	道土井	1	1	渓間工	1064
	三日ノ浦	1	1	山腹工・森林整備	1096
	津和崎	1	1	山腹工	2001
	立串	1		山腹工	2013
	小串	1	1	山腹工	2023
	丸尾	1	1	森林整備	2027
	七目	1	1	山腹工	3001
	蛤浜	1		森林整備	3006
	赤尾	1		渓間工・山腹工	3026
	太田	1		渓間工・山腹工	3036
	小奈良尾	1	1	渓間工・山腹工	4003
	高井旅	1		渓間工	4005
	鶴山ノ下	1		渓間工	4010
	岩瀬浦	1	1	渓間工	4011
	杉ノ本	1		渓間工	4011
	桐古里	1		山腹工、渓間工	37
	鯛ノ浦	1	1	渓間工	3051
	鯛ノ浦	1	1	渓間工	3052
新上五島町計		36	20		
壱岐市	久喜	1	1	山腹工	3002
	筒城浜	1	1	森林整備	3010
	棚江	1	1	森林整備	2002
	串山	1	1	山腹工	1002
	天ヶ原	1	1	森林整備	1003
	藪田	1	1	山腹工	1018
	八幡	1	1	森林整備	2002
	錦浜	1	1	森林整備	3012
壱岐市計		8	8		
合計		78	46		

注：林班番号は、(1)の(2)の注意書き2のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
水源かん養保安林 1号	五島市	16, 17, 37, 38, 39, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 143, 1005, 1006, 1021, 1022, 1023, 1024, 1025, 1026, 1027, 1028, 1030, 1037, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2041, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 3007, 4009, 4010, 4012, 4013, 4014, 4015, 4022, 4023, 4031, 4032, 4033, 4034, 4035, 4036, 4037, 4038, 4039, 4040, 4041, 4045, 4053, 5002, 5003, 5008, 5009, 5031, 5032, 5033, 5034		3589.54	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流れるおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、伐採（その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐） 2 他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採すること。なお、1箇所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。 4 抜伐率は30%以下とする。 5 伐期齢は、市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。 6 間伐については、その森林の立木の材積の10分の2（※3.5）を越えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下まわったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	1 植栽方法は満1年以上の苗を、おおむね、1ha当たり、3,000本（※伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数）以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間は、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 植栽によらなければ、的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとし、植栽に係る樹種は保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができるもの（※樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種）を植栽するものとする。
	新上五島町	1, 2, 6, 81, 82, 83, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 99, 100, 103, 104, 1009, 1010, 1011, 1012, 1013, 1014, 1015, 1016, 1091, 1096, 2012, 2013, 2028, 2030, 2031, 3010, 3011, 3012, 3013, 3016, 3017, 3037, 3049, 3050, 3051, 3052, 3053, 3054	1474.73			
	計		5064.27			

(注) ※は平成14年度以降に指定されたもの、及び指定施業要件の見直しに伴う変更手続を行ったものに限る。

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林 2号	五島市	2, 15, 20, 21, 35, 39, 44, 47, 55, 56, 70, 71, 73, 75, 79, 83, 131, 132, 147, 151, 152, 153, 156, 1007, 1008, 1019, 1023, 1029, 1033, 1039, 1040, 1044, 1047, 2001, 2003, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2034, 2049, 2064, 2065, 2066, 2067, 2071, 2075, 2076, 2079, 2081, 2082, 2092, 2093, 2095, 2096, 2097, 2098, 3014, 3015, 4001, 4004, 4006, 4007, 4031, 4032, 4033, 4054, 4055, 4056, 4057, 4058, 4063, 5001, 5002, 5016, 5018, 5022, 5023, 5024, 5036, 5037	3341.26	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。 5 択伐率は、30%以下とする。 伐期齢は、市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。 6 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	新上五島町	7, 8, 9, 10, 14, 52, 53, 55, 62, 67, 68, 73, 74, 76, 79, 84, 85, 90, 92, 93, 94, 95, 98, 101, 102, 1003, 1017, 1018, 1024, 1028, 1029, 1030, 1049, 1058, 1065, 1066, 1093, 1094, 2002, 2013, 2014, 2017, 2022, 2023, 2026, 2027, 2031, 3015, 3016, 3017, 3018, 3021, 3031, 3036, 3042, 3043, 3045, 3049, 3050, 3053, 3057, 3063, 3065, 4003, 4010, 4011, 4012	1755.52		
	壱岐市	2032, 3004	11.52		
	計		5108.30		
土砂崩壊防備保安林 3号	五島市	6, 7, 19, 54, 55, 60, 88, 89, 91, 107, 108, 1004, 1018, 2069, 2078, 2079, 2080, 4015, 4021, 4030, 5007, 5008, 5016, 5019, 5021, 5022, 5024, 5025, 5037	62.74	1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。	1号指定に同じ
	新上五島町	32, 39, 45, 75, 79, 1003, 1004, 1016, 1021, 1024, 1053, 1064, 2003, 2013, 2017, 2023, 3001, 3008, 3050, 3060, 4003, 4011	58.03		
	壱岐市	1019, 1025, 1039, 2033, 2035, 3001, 3002	13.5		
	計		134.27		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
飛砂防備保安林 4号	五 島 市	3001, 3010, 3011	31.18	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他地表が比較的安定している森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。	1号指定に同じ
	壱 岐 市	3005, 3010, 3012	2.96		
	計		34.14		
防風保安林 5号	五 島 市	1047, 1050, 1051, 1052, 1053, 1054, 2011, 2078, 4023, 4029, 4054, 4062, 5022, 5036	24.89	1 林帯の幅が狭小な森林（おおむね20m）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 (その程度が特に著しいと認められるもの（林帯が10m未満）にあっては禁伐)	1号指定に同じ
	新上五島町	3006	25.61		
	壱 岐 市	1, 13, 30, 2001, 2002, 2034, 2036	14.9	2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、2号指定に同じ。 4 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 5 間伐については、1号指定に同じ。	
	計		65.4		
潮害防備保安林 7号	五 島 市	60, 1038, 1054, 2003, 4023	0.94	1 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。	1号指定に同じ
	新上五島町	109, 1037, 1078, 2027	0.96	2 その他の森林にあっては択伐。	
	壱 岐 市	6, 1003, 2002	2.23	3 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 4 間伐については、1号指定に同じ。	
	計		4.13		
干害防備保安林 8号	五 島 市	4019, 4020, 4021, 4024, 4025	154.73	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）	1号指定に同じ
	新上五島町	1044, 1045, 1047, 1048, 1075, 2001, 2002, 2011, 2012, 2017, 2018, 4001	292.96	2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の	

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
干害防備保安林 8号				公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。 4 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 5 間伐については、1号指定に同じ。	
	計		447.69		
魚つき保安林 14号	五島市	92, 140, 1015, 2001, 2002, 2003, 2005, 2009, 2032, 2036, 2039, 2083, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2093, 2096, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 3008, 4062, 4064, 5005, 5007, 5008, 5015, 5021, 5026, 5027, 5033, 5037	683.46	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 5 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	新上五島町	73, 79, 80, 83, 84, 96, 100, 101, 1023, 1037, 1038, 1048, 1049, 2013, 2022, 2023, 2024, 2025, 2029, 2030, 3007, 3020, 3022, 3023, 3024, 3035, 3036, 3037, 3038, 3039	102.04		
	壱岐市	4, 6, 9, 11, 13, 20, 23, 29, 30, 31, 32, 35, 36, 39, 40, 1001, 1020, 1022, 1024, 1039, 2002, 2003, 2005, 2007, 2013, 2036, 3002, 3003, 3005, 3006, 3010, 3012	76.36		
	計		861.86		
航行目標保安林 15号	壱岐市	1019, 2034, 2036	2.36	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 4 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	計		2.36		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
保健保安林 16号	五 島 市	136, 137, 138, 139, 1015, 1022, 1025, 1027, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 3001, 3011, 5004, 5005, 5020, 5021, 5022, 5026	502. 51	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点から視界外にあるものにあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 伐採できる面積は、2号指定に同じ。 5 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 6 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	新上五島町	7, 13, 22, 24, 30, 35, 44, 45, 1059, 2001, 2018, 3005, 3006, 3008, 3019, 3022, 3023, 3025, 3027, 4001, 4002	399. 98		
	壱 岐 市	1001, 2002, 3010	23. 64		
	計		926. 13		
風致保安林 17号	壱 岐 市	4, 2019, 2020	1. 5	1 風致の保存のために特に必要があると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 4 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	計		1. 5		
国立公園第1種特別地域	五 島 市	34, 2016, 2017, 2088, 2089, 2095, 2098, 2099, 2100, 2101, 3018	175. 67	1 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。	
	新上五島町	24, 26, 1059	205. 52	2 伐期齢 単木択伐による伐期齢は市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢に10年を加えた林齡以上とする。	
				3 択伐率 現在蓄積の10%以内とする。	
	計		381. 19		
国立公園第2種特別地域	五 島 市	7, 8, 9, 20, 21, 34, 63, 65, 66, 91, 94, 95, 96, 97, 98, 124, 125, 126, 129, 130, 1001, 1002, 1003, 1004, 1047, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2007, 2009, 2010, 2011, 2015, 2016, 2017, 2018, 2020, 2021, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2047, 2048, 2060, 2061, 2062, 2063, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100,	3308. 97	1 伐採種 択伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2 伐期齢 市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。 3 択伐率及び伐採面積 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐による場合の一伐区当りの面積は、2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合、	

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
國立公園第2種特別地域	五島市	2101, 2102, 2103, 2104, 3011, 3013, 3015, 3016, 3017, 3018, 4023, 4042, 4047, 4060, 4062, 4063, 4064		又は車道・歩道・集団施設地区・単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (3) 国立公園計画にもとづく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地・薪炭林を除く)は、原則として単木抾伐法によるものとする。 (4) 皆伐法による場合の伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。		
	新上五島町	1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 15, 16, 17, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 71, 79, 80, 81, 83, 84, 1053, 1054, 1055, 1056, 1057, 1060, 1061, 1062, 1068, 2012, 2013, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 3005, 3006, 3007, 3019, 3022, 3023, 3024, 3040, 4001, 4002	2494.33			
	計		5803.30			
國立公園第3種特別地域	五島市	8, 125, 126, 127, 128, 1001, 1002, 1003, 1004, 1005, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2018, 2019, 2020, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2032, 2033, 2034, 2035, 2037, 2038, 2047, 2048, 2049, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2079, 2080, 2081, 2082, 2102, 3014, 3015, 3016, 3018, 4023, 4024, 4046, 4047, 4048, 4053, 4059, 4060, 4061, 4062, 4063	2,721.56	伐採種を定めない。		
	新上五島町	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 18, 19, 20, 28, 31, 32, 33, 34, 37, 39, 41, 42, 43, 44, 49, 50, 51, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 70, 71, 72, 1053, 1054, 1055, 1056, 1057, 1058, 1061, 1063, 1064, 1065, 1066, 1072, 1083, 1084, 2013, 3016, 3017, 3021, 3025, 3031	1,941.83			
	計		4,663.39			

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園特別保護地区	壱岐市	1001	21.20	禁伐とする。	
	計		21.20		
国定公園第1種特別地域	壱岐市	9, 1001, 1002, 1024, 3005	81.89	国立公園第1種特別地域に準ずる。	
	計		81.89		
国定公園第2種特別地域	壱岐市	1, 2, 6, 7, 9, 11, 25, 27, 30, 31, 37, 38, 1002, 1003, 1018, 1019, 1020, 1039, 2002, 2003, 2034, 2036, 3005, 3010, 3012	200.94	国立公園第2種特別地域に準ずる。	
	計		200.94		
国定公園第3種特別地域	壱岐市	1022, 1023, 1024, 1027, 2002, 2019, 2032, 2034, 3003, 3005	71.23	伐採種を定めない。	
	計		71.23		
県自然環境	五島市	91, 135, 136, 5024, 5025	23.60	択伐（現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しく変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐（1伐区の面	
	新上五島町	1048, 2007, 2008, 2009, 2015, 2016	134.25		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
保全地域特別地域				積2ha以内、伐区を分散させる）を行うことができる。	
	計		157.85		
砂防指定地	五島市	17, 57, 83, 84, 88, 89, 156, 1004, 1007, 1020, 1022, 2009, 2011, 2024, 2026, 2028, 2030, 2031, 2035, 2043, 2047, 2049, 2050, 2066, 2067, 3011, 4010, 4018, 4021, 4045, 4058, 4059, 4060, 5001, 5018, 5020, 5021	132.83	知事の許可が必要である。	
	新上五島町	15, 19, 28, 71, 1005, 1009, 1027, 1028, 1031, 1053, 2013, 2019, 2022, 2023, 3002, 3010, 3011, 3015, 3016, 3049, 3064, 4002, 4003, 4004, 4005, 4010,	112.87		
	壱岐市	22, 1003, 1018, 1019, 1028, 1031, 1032, 2034	4.04		
	計		249.74		
鳥獣保護区特別保護地区	五島市	4042, 4044, 4046	60.89	知事の許可が必要である。 1 鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては採伐。（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐） 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 皆伐できる面積の限度は皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。	
	新上五島町	68, 71	17.89		
	壱岐市	1001	32.11		
	計		110.89		
文化財保護法に	五島市	84, 129, 2088, 3003, 4023, 5021, 5022, 5036	17.46	禁伐とする。 ただし、林業経営上必要な場合は、伐採種を定めない。	
	新上五島町	1095	0.35		
	壱岐市	30, 1001, 1019, 1031, 1033, 1035, 2009, 2018, 2019	20.35		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
よる史跡名勝天然記念物					
	計		38.16		
急傾斜地崩壊危険区域	五 島 市	1, 35, 53, 58, 103, 1002, 2031, 4057, 5016, 5026, 5036	15.58	知事の許可が必要である。	
	新上五島町	13, 15, 28, 1001, 1065, 1078, 2028, 2030, 3008, 3046, 3061, 4002, 4011	10.18		
	壱 岐 市	3, 4, 22, 30, 38, 40, 1018, 1019, 2034, 2035, 2036, 3003, 3004, 3005	6.59		
	計		32.35		

注：林班番号は、第6の5の（1）の②の注意書き2のとおり。

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 (面積 : ha, 比率 : %)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/① × 100
		総数 ②	国有林	民有林	
総 数	77,353	49,614	(0)	4,005	45,609
市 五 島 市	42,012	27,289	(0)	3,467	23,822
町 新上五島町	21,399	17,451	-	538	16,913
別 壱 岐 市	13,942	4,875	-	-	4,875
					35.0

資料：区域面積 …… 国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」

国有林面積 …… 九州森林管理局資料

他省庁所管は長崎県の森林・林業統計（令和3年度）

民有林面積 …… 令和3年度地域森林計画編成資料

（注） 1. () は他省庁で外数。市町村内訳は不能。

2. 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	主風の 方 向	備考
	最高	最低	年平均			
福江観測所	35.9	-4.0	17.1	2,399.0	北	
芦辺測候所	34.6	0	15.8	1,951.0	北東	

資料：長崎海洋気象台年報

注：1. 平成23～令和2年次までの10ヶ年の数値を利用

2. 気温の最高及び最低は、10年間の日最高気温極値及び日最低気温極値の年平均を利
その他は、年平均の平均とした。

イ 地勢

前述のとおり

ウ 地質、土壤等

前述のとおり

(3) 土地利用の現況

単位 (面積 : ha)

区分	総数	森林	農地			その他の	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総 数	77,353	49,614	8,445	3,680	4,765	19,294	2,027
市 五 島 市	42,012	27,289	4,800	1,470	3,330	9,923	897
町 新上五島町	21,399	17,451	195	20	175	3,753	771
別 壱 岐 市	13,942	4,875	3,450	2,190	1,260	5,617	359

資料：土地総数 …… 国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」

農地 …… 第67次長崎農林水産統計年報

森林 …… (1)市町村別土地面積及び森林面積より

宅地 …… 長崎県統計年鑑（令和2年）

四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(4) 産業別生産額

(単位：百万円)

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
総 数	241, 616	20, 053	7, 603	378	12, 072	35, 983	185, 579
市	五島市	110, 056	8, 033	4, 117	177	3, 739	17, 830
	新上五島町	57, 554	7, 002	107	191	6, 704	6, 438
	壹岐市	74, 006	5, 018	3, 379	10	1, 629	11, 715
別							57, 273

資料：平成30年度 長崎県の市町民経済計算（R3.7発行）

(注) 総生産額は、帰属利子等調整前の係数である。

(5) 産業別就業者数

(単位：人)

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	37, 141	6, 013	3, 258	62	2, 693	5, 390	25, 716
市	五島市	16, 236	2, 491	1, 479	20	992	2, 114
町	新上五島町	8, 146	865	81	19	765	1, 331
別	壹岐市	13, 029	2, 657	1, 698	23	936	1, 945
							8, 402

資料：H27.10.1国勢調査 長崎県統計年鑑（令和2年版）

(注) 総数には分類不能の産業を含む。

2. 森林の現況 (1) 齡級別・森林資源表

区 分		総面積		材積		成長量		1齢		2齢		3齢		4齢		5齢		6齢		成長量		5齢級		6齢級		成長量	
	数	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総 数	45,608.84	7,980.032	55,783	19,64	30	58.94	414	61	15.72	186	6	27.55	1,326	40	143.15	12,120	490										
総 数	42,831.68	7,980.032	55,783	19,64	30	58.94	414	61	15.72	186	6	27.55	1,326	40	143.15	12,120	490										
針葉樹	19,140.27	5,905.490	52,201	0.25		0.01			7.15	105	4	17.39	1,098	31	63.37	8,544	362										
広葉樹	23,691.41	2,074.542	3,582	19,39	30	58.93	414	61	8.57	81	2	10.16	228	9	79.78	3,576	128										
人 総 数	18,912.68	5,850.115	52,096	0.33	30	0.50	4		7.41	105	4	18.67	1,118	31	84.42	9,460	389										
人 総 数	18,799.28	5,843.007	52,009	0.25					7.15	105	4	17.19	1,090	31	63.16	8,531	362										
人 広葉樹	113.40	7,108	87	0.08	30	0.50	4		0.26			1.48	28		21.26	929	27										
育 成 総 数	18,879.62	5,841.689	52,043	0.33	30	0.50	4		7.34	104	4	18.19	1,067	29	80.94	9,135	384										
育 成 総 数	18,770.15	5,834.772	51,958	0.25					7.08	104	4	16.71	1,039	29	60.93	8,260	357										
工 単層林	109.47	6,917	85	0.08	30	0.50	4		0.26			1.48	28		20.01	875	27										
林 複層林	3,93	191	2																								
育 成 総 数	33.06	8,426	53									0.07	1														
育 成 総 数	29.13	8,235	51									0.07	1														
林 天然	23,919.00	2,129.917	3,687	19,31																							
育 成 総 数	231.76	18,092	92																								
育 成 総 数	39.12	6,581	11																								
然 単層林	192.64	11,511	81																								
育 成 総 数	61.62	6,153	15	5.30																							
育 成 総 数	21.52	3,678	4																								
複層林	40.10	2,475	11	5.30																							
林 天然	23,625.62	2,105.672	3,580	14,01																							
生 林	23,345.27	2,053.448	3,403	14,01																							
竹 もうそう	241.92	265.298																									
林 その他	455.76	272.894																									
伐採跡地		697.68	538.192																								
立木	未立	岩石地	130.50																								
木地	その他	1,944.99																									
	小計	2,075.49																									
	計	2,079.48																									

(つづき)

区 分		6 齢		7 齢		8 齢		9 齢		10 齢		11・12 齢		
	面 積	材 積	成 長量	面 積	材 積	成 長量	面 積	材 積	成 長量	面 積	材 積	成 長量	面 積	
総 数	269.27	33.603	993	620.70	109.699	2.356	293.574	5.268	2.818.10	660.751	9.132	4.984.39	1.038.832	
総 数 針葉樹	269.27	33.603	993	620.70	109.699	2.356	293.574	5.268	2.818.10	660.751	9.132	4.984.39	1.038.832	
総 数 広葉樹	170.81	28.317	904	503.06	102.444	2.444	1.163.09	279.893	5.109	2.475.25	634.936	8.897	3.246.59	899.620
人 総 数 針葉樹	98.46	5.286	89	117.64	7.255	196.63	13.681	159	342.85	25.815	235	1.737.80	139.212	1.225
人 総 数 広葉樹	199.72	29.832	931	521.56	103.486	2.448	1.166.87	280.108	5.111	2.462.44	632.890	8.889	3.187.88	885.612
人 総 数 針葉樹	170.53	28.270	903	500.93	102.204	2.438	1.162.33	279.794	5.109	2.461.07	632.793	8.889	3.168.00	883.976
人 総 数 広葉樹	29.19	1.562	28	20.63	1.282	10	4.54	314	2	1.37	97	19.88	1.636	18
育 成 総 数	192.47	28.953	914	518.78	103.144	2.440	1.166.34	280.099	5.110	2.461.66	632.732	8.889	3.186.55	885.280
育 成 総 数 針葉樹	165.96	27.528	888	498.15	101.862	2.430	1.161.80	279.695	5.108	2.460.29	632.635	8.889	3.166.67	883.644
工 単層林 広葉樹	26.51	1.425	26	20.63	1.282	10	4.54	314	2	1.37	97	19.88	1.636	18
林 複層林 広葉樹	7.25	879	17	2.78	342	8	0.53	99	1	0.78	158	1.33	332	1
林 複層林 広葉樹	4.57	742	15	2.78	342	8	0.53	99	1	0.78	158	1.33	332	1
天 総 数	69.55	3.771	62	99.14	6.213	88	192.85	13.466	157	355.66	27.861	243	1.796.51	153.220
天 総 数 針葉樹	0.28	47	1	2.13	240	6	0.76	99	14.18	2.143	8	78.59	15.644	117
天 総 数 広葉樹	69.27	3.794	61	97.01	5.973	82	192.09	13.367	157	341.48	25.718	235	1.717.92	137.576
然 然 総 数	1.34	76	2.97	200	1	2.33	163	2	11.92	976	13.48	1.637	5	49.34
然 然 総 数 針葉樹	0.01	0.25	0.25	29	171	1	2.33	163	2	9.91	678	7.61	1.167	5
然 然 総 数 広葉樹	1.33	76	2.72	171	1				0.18	53		14.64	1.862	5
林 植生 林 広葉樹	0.20	11							0.18	53		9.75	1.503	3
林 天 然 総 数	68.01	3.684	62	96.17	6.013	87	190.52	13.303	155	343.56	26.832	243	1.768.39	149.721
林 天 然 総 数 針葉樹	0.27	47	1	1.88	211	6	0.76	99	12.17	1.845	8	61.23	12.974	109
林 天 然 総 数 広葉樹	67.74	3.637	61	94.29	5.802	81	189.76	13.204	155	331.39	24.987	235	1.707.16	136.747

単位(面積ha、材積m³、立竹束、成長量m³)

(九三)

區 分		13・14齡		齡級		15・16齡		齡級		17・18齡		齡級		19・20齡		齡級		21~齡	
		面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
總 總 數	14,875.52	2,472.269	7,434	4,594.76	548.915	356	1,058.19	163.345	4	401.55	68.875					180.70	26.797		
	14,875.52	2,472.269	7,434	4,594.76	548.915	356	1,058.19	163.345	4	401.55	68.875					180.70	26.797		
	3,876.99	1,478.298	7,173	395.80	172.679	356	190.70	86.449	4	89.35	41.143					29.88	13.554		
	10,998.53	993.971	261	4,198.96	376.236	867.49	76.896		312.20	27.732						150.82	13.243		
人 總 數	3,790.17	1,461.232	7,173	361.92	166.388	355	177.56	84.105	4	79.78	39.389					24.25	12.523		
	3,778.63	1,460.180	7,171	361.70	166.368	355	177.56	84.105	4	79.78	39.389					24.25	12.523		
	11.54	1.052	2	0.22	20														
	3,787.19	1,459.956	7,168	361.84	166.347	355	177.51	84.079	4	76.07	37.392					24.25	12.523		
育 成 總 數	3,775.65	1,458.904	7,166	361.62	166.327	355	177.51	84.079	4	76.07	37.392					24.25	12.523		
	11.54	1.052	2	0.22	20														
	2.98	1.276	5	0.08	41														
	2.98	1.276	5	0.08	41														
工 林	11.085.35	1,011.037	261	4,232.84	382.527	1	880.63	79.240		321.77	29.486					156.45	14.274		
	98.36	18.118	2	34.10	6.311	1	13.14	2.344		9.57	1.754					5.63	1.031		
	10,986.99	992.919	259	4,198.74	376.216	867.49	76.896		312.20	27.732						150.82	13.243		
	41.27	4,228	42.42	3.166	7.59	1,051										4.21	655		
然	5.79	1,037	5.92	1,060	4.83	837										3.02	551		
	35.48	3,201	36.50	2,106	2.76	214										1.19	104		
	8.26	852	13.16	1,363	0.10	6													
	0.18	111	3.42	636															
林 天	8.08	741	9.74	727	0.10	6													
	11,035.82	1,005.947	261	4,177.26	377.998	1	872.94	78.183		311.59	28.143					152.24	13.619		
	92.39	16.970	2	24.76	4,615	1	8.31	1.507		4.99	914					2.61	480		
	10,043.43	988.977	259	4,152.50	373.383											306.60	27.229	149.63	13.139

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位(面積: ha. 材積: m³. 立竹: 束. 成長量: m³)

区 分			立			木			人 工 林		
			総 数			総 数			総 数		
総 数	面 積	材 積	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	面 積	材 積	45,608.84	42,831.68	19,140.27	23,691.41	18,912.68	18,799.28	113.40	18,879.62	18,770.15
制限林	面 積	材 積	7,980.032	7,980.032	5,905.490	2,074.542	5,850.115	5,843.007	7,108	5,841.689	5,834.772
普通林	面 積	材 積	55,785	55,785	52,203	3,582	52,098	52,011	87	52,045	51,960
成長量	面 積	材 積	19,463.95	18,615.22	8,810.95	159.69	8,691.17	8,620.59	70.58	8,673.82	8,606.98
成長量	面 積	材 積	3,477.848	3,477.848	2,610.346	8,506	2,579.138	2,574.514	4,624	2,575.373	2,570.931
成長量	面 積	材 積	28,390	28,390	26,475	122	26,358	26,297	61	26,322	26,263
成長量	面 積	材 積	26,144.89	24,216.46	10,329.32	23,531.72	10,221.51	10,178.69	42.82	10,205.80	10,163.17
成長量	面 積	材 積	4,502.184	4,502.184	3,295.144	2,066.036	3,270.977	3,268.493	2,484	3,266.316	3,263.841
成長量	面 積	材 積	27,395	27,395	25,728	3,460	25,740	25,714	26	25,723	25,697

(つづき)

区 分			天 然 林			立 木 地			無 立 木 地		
			総 数			総 数			総 数		
総 数	面 積	材 積	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	面 積	材 積	23,919.00	340.99	23,578.01	231.76	39.12	192.64	61.62	21.52	40.10
制限林	面 積	材 積	2,129.917	62,483	2,067.434	18,092	6,581	11,511	6,153	3,678	2,475
普通林	面 積	材 積	3,687	192	3,495	92	11	81	15	4	11
成長量	面 積	材 積	9,924.05	190.36	89.11	104.97	27.09	77.88	27.96	16.73	11.23
成長量	面 積	材 積	898,710	35,832	3,882	7,875	4,549	3,326	3,356	2,800	556
成長量	面 積	材 積	2,032	178	61	70	11	59	4	2	1,958
成長量	面 積	材 積	13,994.95	150.63	23,488.90	126.79	12.03	114.76	33.66	4.79	28.87
成長量	面 積	材 積	1,231,207	26,651	2,063,552	10,217	2,032	8,185	2,797	878	1,919
成長量	面 積	材 積	1,655	14	3,434	22	22	11	2	9	1,622

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数		立 木				人 工 林			
				総 数		針葉樹	広葉樹	総 数		針葉樹	広葉樹
総 数	面 積	45,608.84	42,831.68	19,140.27	23,691.41	18,912.68	18,799.28	113.40	18,879.62	18,770.15	109.47
	材 積	7,980.032	5,905.490	2,074.542	5,850.115	5,843.007	5,841.689	7.108	5,834.772	6,917	33.06
五 鳥 地 区	面 積	40,734.08	38,600.97	18,118.77	20,482.20	18,057.97	17,956.32	101.65	18,030.97	17,933.06	97.91
	材 積	7,460.625	7,460.625	5,656.323	1,804.302	5,630.479	5,624.078	6.401	5,623.311	5,617.092	6.219
五 鳥 市	面 積	23,821.50	22,385.76	11,940.13	10,445.63	11,840.33	11,782.71	58.12	11,820.59	11,766.21	54.38
	材 積	4,550.886	4,550.886	3,628.414	922.472	3,600.894	3,597.516	3.378	3,595.583	3,592.387	3.196
新上五島町	面 積	16,912.58	16,215.21	6,178.64	10,036.57	6,217.14	6,173.61	43.53	6,210.38	6,166.85	43.53
	材 積	2,909.739	2,909.739	2,027.909	881.830	2,029.585	2,026.562	3.023	2,027.728	2,024.705	3.023
壱 岐 地 区	面 積	4,874.76	4,230.71	1,021.50	3,209.21	854.71	842.96	11.75	848.65	837.09	11.56
	材 積	519.407	519.407	249.167	270.240	219.636	218.929	70.7	218.378	217.680	698
壱 岐 市	面 積	4,874.76	4,230.71	1,021.50	3,209.21	854.71	842.96	11.75	848.65	837.09	11.56
	材 積	519.407	519.407	249.167	270.240	219.636	218.929	70.7	218.378	217.680	698

(つづき)

区 分		立 木				天 然 林				木 地			
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	竹 林	未立木地
総 数	面 積	23,919.00	340.99	23,578.01	231.76	39.12	192.64	61.62	21.52	40.10	23,625.62	280.35	23,345.27
	材 積	2,129.917	62.483	2,067.434	18,092	6,581	11,511	6,153	3,678	2,475	2,105.672	52.224	2,053.448
五 鳥 地 区	面 積	20,543.00	162.45	20,380.55	140.45	0.70	139.75	38.46	0.40	38.06	20,364.09	161.35	20,202.74
	材 積	1,830.146	32.245	1,797.901	7.133	62	7.071	2,626	187	2,439	1,820.387	31.996	1,788.391
五 鳥 市	面 積	10,544.93	157.42	10,387.51	37.81	0.66	37.15	11.72	0.00	11.72	10,495.40	156.76	10,338.64
	材 積	949.992	30.898	919.094	3,086	50	3,046	837	0	837	946.059	30.848	915.211
新上五島町	面 積	9,998.07	5.03	9,993.04	102.64	0.04	102.60	26.74	0.40	26.34	9,868.69	4.59	9,864.10
	材 積	880.154	1,347	878.807	4,037	12	4,025	1,789	187	1,602	874.328	1,148	873.180
壱 岐 地 区	面 積	3,376.00	178.54	3,197.46	91.31	38.42	52.89	23.16	21.12	2.04	3,261.53	119.00	3,142.53
	材 積	299.771	30.238	269.533	10,959	6,519	4,440	3,527	3,491	36	285.295	20.228	265.057
壱 岐 市	面 積	3,376.00	178.54	3,197.46	91.31	38.42	52.89	23.16	21.12	2.04	3,261.53	119.00	3,142.53
	材 積	299.771	30.238	269.533	10,959	6,519	4,440	3,527	3,491	36	285.295	20.228	265.057

単位(面積ha, 材積m³, 立竹束)

(4) 所有形態別森林資源表（面積）

単位(面積: ha)

区	分	総 数	立			人			木			地		
			総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総	面 積	45,608.84	42,831.68	19,140.27	23,691.41	18,912.68	18,799.28	113.40	18,879.62	18,770.15	109.47	33.06	29.13	3.93
公	計	11,831.95	11,347.06	5,554.53	5,792.53	5,549.13	5,503.83	45.30	5,533.08	5,491.52	41.56	16.05	12.31	3.74
県	営 林	1,590.74	1,535.16	1,388.50	146.66	1,389.70	1,387.40	2.30	1,389.70	1,387.40	2.30			
市	町 村 有 地	25.29	23.06	8.96	14.10	8.53	8.53		8.53	8.53				
市	町 村 有 林	7,771.10	7,454.94	3,090.96	4,363.98	3,089.63	3,051.04	38.59	3,073.68	3,038.83	34.85	15.95	12.21	3.74
市	町 村 有 地	1,859.47	1,770.13	600.13	1,170.00	595.54	591.13	4.41	595.44	591.03	4.41	0.10	0.10	
財	産 区 有 林	536.35	449.05	87.30	448.80	448.80			448.80					
学	校 林	28.41	27.42	16.93	10.49	16.93			16.93	16.93				
個	人 有 林	20,189.27	18,567.83	8,865.67	9,722.16	8,713.54	8,681.42	32.12	8,697.41	8,665.48	31.93	16.13	15.94	0.19
私	会 社 有 林	280.41	199.21	51.31	147.90	48.01	47.64	0.37	48.01	47.64	0.37			
森	組 有 林	15.55	14.93	0.96	13.97	0.96	0.96		0.96	0.96				
生	有 社 寺 有 林	3,231.47	3,156.78	1,139.50	2,017.28	1,134.43	1,132.96	1.47	1,134.43	1,132.96	1.47			
集	落 有 林	571.41	542.70	147.56	395.14	142.23	141.33	0.90	142.23	141.33	0.90			
林	共同 ・ 共 有	1,999.73	1,802.60	421.66	1,380.94	394.88	390.32	4.56	394.00	389.44	4.56	0.88	0.88	
林	業 公 社	1,913.17	1,902.44	1,372.01	530.43	1,369.96	1,344.88	25.08	1,369.96	1,344.88	25.08			
森	林 業 総 合 研 究 所	825.95	803.79	760.07	43.72	760.07			760.07	760.07				

(つづき)

区	分	天			立			木			地			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	育 成 数	針 葉 樹	広 葉 樹	育 成 数	針 葉 樹	広 葉 樹	育 成 数	針 葉 樹	広 葉 樹	
総	面 積	23,919.00	340.99	23,578.01	231.76	39.12	192.64	61.62	21.52	40.10	23,625.62	280.35	23,345.27	697.68
公	計	5,797.93	50.70	5,747.23	99.09	8.00	91.09	31.14	6.85	24.29	5,667.70	35.85	5,631.85	18.45
県	営 林	145.46	1.10	144.36							145.46	1.10	144.36	55.58
市	町 村 有 地	14.53	0.43	14.10							14.53	0.43	14.10	0.31
市	町 村 有 林	4,365.31	39.92	4,325.39	88.99	2.65	86.34	31.14	6.85	24.29	4,245.18	30.42	4,214.76	5.28
財	産 区 有 林	1,174.59	9.00	1,165.59	9.85	5.10	4.75				1,164.74	3.90	1,160.84	12.86
学	校 林	87.55	0.25	87.30	0.25						87.30		87.30	20.59
個	人 有 林	18,121.07	290.29	17,830.78	132.67	31.12	101.55	30.48	14.67	15.81	17,957.92	244.50	17,713.42	679.23
私	会 社 有 林	9,874.29	184.25	9,690.04	82.99	24.04	58.95	17.76	10.07	7.69	9,773.54	150.14	9,623.40	609.90
森	組 有 林	151.20	3.67	147.53	1.98	1.98					149.22	1.69	147.53	5.16
有	社 寺 有 林	2,022.35	6.54	2,015.81	5.66	5.66	7.67				13.97	13.97	13.97	0.62
有	社 寺 有 地	400.47	6.23	394.24	5.41	2.66	2.75	0.22			394.84	3.35	391.49	8.61
集	落 有 林	3,674.87	31.13	3,643.74	7.36						3,667.51	31.13	3,636.38	11.99
林	共同 ・ 共 有	1,407.72	31.34	1,376.38	29.27	2.44	26.83	4.83	0.45	1,375.62	24.52	1,349.10	34.58	162.55
林	業 公 社	532.48	27.13	505.35	43.72						532.48	27.13	505.35	10.73
森	林 業 総 合 研 究 所	43.72									43.72	0.25	21.91	

(4) 所有形態別森林資源表 (材積)

区 分	総 数 (竹林除く)	立 木						木						
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	
総 数	7,980,032	7,980,032	5,905,490	2,074,542	5,850,115	5,843,007	7,108	5,841,689	5,834,772	6,917	8,426	8,235	191	
公 営	計	2,006,802	2,006,802	1,494,672	512,130	1,488,530	1,485,599	2,931	1,485,229	1,482,480	2,749	3,301	3,119	182
具 有	林 校	303,120	303,120	289,816	13,304	289,812	289,612	200	289,812	289,612	200			
具 有	地 村	3,794	3,794	2,713	1,081	2,623	2,623		2,623	2,623				
有 市 町 村	當 林	1,264,733	1,264,733	878,553	386,180	873,698	871,332	2,366	870,432	868,248	2,184	3,266	3,084	182
市 町 村	有 地 材	286,068	286,068	183,148	102,920	181,984	181,619	365	181,949	181,594	365	35	35	
財 産 区	有 林 材	142,233	142,233	134,488	7,745	134,459	134,459		134,459	134,459				
林 学 校	林 材	6,854	6,854	5,954	900	5,954	5,954		5,954	5,954				
私 会	人 有 林 材	3,835,199	3,835,199	2,998,385	836,814	2,968,244	2,966,562	1,682	2,963,384	2,961,711	1,673	4,860	4,851	9
私 会	社 有 林 材	28,989	28,989	15,888	13,101	15,288	15,267	21	15,288	15,267	21			
森 生	組 有 林 材	1,553	1,553	278	1,215	278	278		278	278				
有 社	組 有 林 材	559,353	559,353	376,954	182,399	375,823	375,741	82	375,823	375,741	82			
集 落	有 林 材	81,702	81,702	47,438	34,264	46,417	46,363	54	46,417	46,363	54			
林 共 同	・ 共 有 林 材	252,306	252,306	132,192	120,114	127,057	126,792	265	126,792	126,527	252	265	265	
林 共 同	・ 共 有 林 材	410,392	410,392	369,461	40,931	363,611	361,790	1,821	363,611	361,790	1,821			
綠 資 源	機 構 材	205,788	205,788	201,973	3,815	201,973	201,973		201,973	201,973				

(つづき)

区 分	天 然 木						地 林					
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	2,129,917	62,483	2,067,434	18,092	6,581	11,511	3,678	2,475	2,105,672	52,224	2,053,448	537,633
公 営	計	518,272	9,073	509,199	5,781	1,278	4,503	2,919	1,273	1,646	509,572	6,522
具 有	林 校	13,308	204	13,104						13,308		204
具 有	地 村	1,171	90	1,081						1,171		90
有 市 町 村	當 林	391,035	7,221	383,814	4,553	435	4,118	2,919	1,273	1,646	383,563	5,513
市 町 村	有 地 材	104,084	1,529	102,555	1,199	814	385				102,885	715
財 産 区	有 林 材	7,774	29	7,745	29	29				7,745		7,745
林 学 校	林 材	900								900		900
私 会	人 有 林 材	1,611,645	53,410	1,558,235	12,311	5,303	7,008	3,234	2,405	829	1,596,100	45,702
私 会	社 有 林 材	866,955	31,823	835,132	8	906	4,117	4,789	2,100	1,673	427	855,949
森 生	組 有 林 材	13,701	621	13,080	325	325					13,376	296
有 社	組 有 林 材	183,530	1,213	182,317	101						1,275	
集 落	有 林 材	35,285	1,075	34,210	717	482	235	31			34,537	562
林 共 同	・ 共 有 林 材	335,054	5,607	329,447	676						334,378	5,607
林 共 同	・ 共 有 林 材	125,249	5,400	119,849	1,586	379	1,207	706	701	5	122,957	4,320
綠 資 源	機 構 材	46,781	7,671	39,110							46,781	7,671
綠 資 源	機 構 材	3,815		3,815							3,815	3,815

(5) 制限林の種類別面積

(注) 上段は上位制限林との兼種で外数、下段は実面積

(6) 樹種別材積表

(単位 : 千m³)

樹種 林種 \	合 計	針葉樹 計	広葉樹 計	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ ナ ラ	その他 広葉樹
総 数	7,980	5,905	2,075	1,999	3,811	85	11	3	2,072
人 工 林	5,850	5,843	7	1,999	3,811	31	2	2	5
天 然 林	2,130	62	2,067			53	9		2,067

(注) 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位（箇所数：箇所）

区分	荒 廃 危 險 地				備 考
	山腹崩壊	土砂流出	地すべり	計	
総 数	312	241	5	558	
五島地区計	239	239	5	483	
五島市	139	102	3	244	
新上五島町	100	137	2	239	
壹岐地区計	73	2	-	75	
壹岐市	73	2	-	75	

(注) 山地危険地区集計表（長崎県森林整備室）

(9) 森林の被害

（単位 実損面積：a）

種類	火災			気象災			病虫害			獸害				
	年	度	30	元	2	30	元	2	30	元	2	30	元	2
総 数	1	0	0	0	0	98	4,625	4,147	2,482	1,223	1,205	-	-	-
五島地区計	0	0	0	0	0	98	25	47	282	1,162	1,162	-	-	-
五島市	-	-	-	-	-	40	15	36	281	1,162	1,162	-	-	-
新上五島町	-	-	-	-	-	58	10	11	1	-	-	-	-	-
壹岐地区計	1	0	0	0	0	0	4,600	4,100	2,200	61	43	-	-	-
壹岐市	1	-	-	-	-	-	4,600	4,100	2,200	61	43	-	-	-

資料：森林被害報告（長崎県森林整備室）

(10) 防火線等の整備状況

単位（延長：m）

区分	防火線		防 火 道		備 考
	箇所数	延長	箇所数	延長	
総 数	26	44,470	-	-	
五島地区計	26	44,470	-	-	
五島市	16	27,470	-	-	
新上五島町	10	17,000	-	-	
壹岐地区計	-	-	-	-	
壹岐市	-	-	-	-	

資料：長崎県林政課調

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区分	総 数	1~3ha 未満	3~5ha 未満	5~10ha 未満	10~50ha 未満	50ha 以上
総 数	1,753	1,478	149	97	27	2
五 島 市	625	514	61	36	14	-
新上五島町	769	633	68	54	13	1
壱 岐 市	359	331	20	7	-	1

(注) 1. 2010年世界農林業センサス

2. 林家：保有山林面積が1ha以上の世帯

(2) 森林経営計画の認定状況

単位（面積：ha）

区分	総数		公有林		私有林		備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総数	25	9,372	5	3,249	20	6,123	
五 島 市	13	5,433	2	1,978	11	3,455	
新 上 五 島 町	10	3,891	2	1,261	8	2,630	
壱 岐 市	2	47	1	10	1	37	

注：1 令和3年3月31日現在で有効な計画について集計した。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア構成		単位(員数:人、金額:千円、面積:ha)				
区分	旧市町村別	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金額	組合員所有(組合経営)森林面積
森合組	総 数	(2組合)	3,176	12	65,548	24,762
	福江市	五島	2,580	9	57,319	23,710
	芦辺町	壱岐市	596	3	8,229	1,052
生産	総 数	(22組合)	1,417	—	38,280	4,116
	五島市	吉田	74	—	740	7
	福江地区	増田	47	—	470	52
		奥浦	40	—	800	179
		吉田清水	20	—	400	8
	玉之浦町	七岳	81	—	810	663
		小川	28	—	560	360
		中須	30	—	1,160	360
		幾久山	64	—	1,420	311
	三井楽町	貝津	36	—	380	102
森林組合	岐宿町	岐宿	244	—	2,470	162
		川原	100	—	9,360	293
		二本楠	72	—	450	220
		松山	100	—	1,000	179
		中岳北部	81	—	940	187
		寺脇	79	—	790	138
		楠原	53	—	1,130	56
		中岳南部	56	—	700	150
		唐船ノ浦	10	—	7,100	200
		堤	30	—	430	47
合	新上五島町若松地区	鵜の瀬	10	—	200	63
		月ノ浦	28	—	700	54
		有川地区	134	—	6,270	325

資料：森林組合一斉調査報告（平成26年～令和元年度）による。

イ. 事業内容及び活動状況等

本計画区には、五島、壱岐市森林組合があり、いずれも広域森林組合である。各組合は民有林施業の指導的役割を担い、間伐等保育を中心に人工造林地の充実に努めている。また、森林・林業の抱える厳しい状況と森林資源の成熟化などの諸条件を背景に、高性能林業機械の導入等、事業体の体质強化・森林施業の効率化により、森林の公益的機能の維持増進を推進する中核機関としての体制を整えつつある。

(4) 林業事業体等の現況

(単位:事業体数)						
区分	造林業	素材生産業	木材卸売業	木材・木製品製造業	その他の	
総 数	—	37	—	9	—	
市町別内訳	五島市	—	14	—	7	—
	新上五島町	—	17	—	1	—
	壱岐市	—	6	—	1	—

資料：長崎県林政課調べ（令和3年3月31日現在）木材業・製材業登録業者名簿

(5) 林業労働力の概況

年齢区分別構成										(単位：人)
区分		15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
総 数		-	5	15	9	17	10	3	1	60
市 町 村 別 内 訳	五島市	-	3	6	5	4	2	-	-	20
	新上五島町	-	-	6	3	3	4	1	-	17
	壱岐市	-	2	3	1	10	4	2	1	23

資料：平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）

(6) 林業機械化の概況

機 械 名	所 有 台 数	機 械 名	所 有 台 数
動力式索道	—	チェンソー	41
集材機（10ps未満）	2	刈払機	41
集材機（10ps以上）	—	植穴掘機	—
リモコンウインチ	—	動力枝打機（自動木登式）	6
自走式搬器	—	動力枝打機（上記以外）	1
モノレール	—	育林用トラクタ	—
小型運材車（20ps未満）	1	苗畠用トラクタ	—
小型運材車（20ps以上）	—	樹木粉碎機	—
ホイールタイプトラクタ	—	(高性能林業機械)	
クローラタイプトラクタ	—	スキッダ	—
フォークリフト	4	プロセッサ	4
トラッククレーンホイール	—	ハーベスター	1
クレーン付トラック	1	フォワーダ	5
グラップルローダ作業車	—	タワーヤーダ	1
グラップルローダ付トラック	3	スイングヤーダ	1
トラクタショベル	—	その他高性能林業機械	1
ショベル系掘削機械	—		

（注）長崎県林政課 林業機械保有台数調査（令和2年3月31日現在）

(7) 作業路網等の整備の概況

(単位：延長m)

市町	路線数	延長	備考
総数	95	290,253	
五島地区	90	285,883	
五島市	58	140,300	
新上五島町	32	145,583	
壱岐地区	5	4,370	
壱岐市	5	4,370	

資料：林道台帳による。（令和3年3月31日現在）

4 前期計画(平成29年4月1日～令和4年3月31日)の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位(材積:千m³, 実行歩合:%)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	123	23	100	115	6	109	93	22	109
針葉樹	118	18	100	113	4	109	96	22	109
広葉樹	5	5	0	2	2	0	40	40	0

(2) 間伐面積

(単位 面積:ha, 実行歩合:%)

計画	実行	実行歩合
1,335	1,369	103

(3) 人工造林及び天然更新別面積

(単位 面積:ha, 実行歩合:%)

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
120	23	13	70	3	4	50	24	48

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位(延長:km、実行歩合:%)

区分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	30.4	5.5	18	4.1	0	0
うち林業専用道	25.1	1.1	4	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位（面積：ha、実行歩合：%）

種類	指定期			解除期		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	298	89	30	0	0	-
水源涵養	83	0	0	0	0	-
災害防備	215	89	41	0	1	-
保健風致	0	0	0	0	0	-

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

単位（地区数：箇所、実行歩合：%）

保安施設	計画	実行	実行歩合
地区数	46	43	93

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位（面積：ha、実行歩合：%）

施業区分	計画	実行	実行歩合
-	-	-	-

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位 面積 : ha、材積 : 千m³)

分 期 種 別		第 I 分期	第 II 分期	第 III 分期	第 IV 分期	第 V 分期	第 VI 分期	第 VII 分期	第 VIII 分期	
人 工 林	主 伐	面 積	23	37	118	129	126	122	159	152
	材 積		7	11	36	39	38	37	48	46
工 伐	間 伐	面 積	1,500	1,600	1,486	1,448	1,484	1,355	1,267	1,002
	材 積		110	110	119	116	119	108	101	80
林 計	面 積	1,523	1,637	3,251	2,980	2,702	2,389	2,098	1,829	
	材 積		117	121	424	414	437	485	569	676
再 造 林		15	17	21	23	23	22	29	27	
天 然 林	主 伐	面 積	30	90	80	80	70	70	70	70
	材 積		3	6	8	8	7	7	7	7
拡 大 造 林		2	2	2	2	2	2	2	2	
天 然 更 新		36	108	175	184	171	168	198	193	
伐 採 材 積 計		120	127	432	422	444	492	576	683	
林 道 開 設 延 長		47.3	83.3						-	

注：森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期、以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

(2) 分期別期首資源表

(単位 面積 : ha、材積 : 千m³)

区分		面積												
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級以上	材積
第一分 期	総数	42,831	79	43	412	1,980	7,802	11,404	14,875	4,595	1,059	402	180	7,981
	人工林	18,912	1	26	284	1,688	5,650	6,829	3,790	362	178	80	24	5,851
	育成单層林	18,856	1	25	273	1,671	5,644	6,815	3,786	362	178	76	24	5,839
	育成複層林	56	0	1	11	17	6	14	4	0	0	4	0	12
	天然林	23,919	78	17	128	292	2,152	4,575	11,085	4,233	881	322	156	2,130
	育成单層林	271	69	1	4	5	31	57	46	35	12	4	7	53
第二分 期	育成複層林	77	0	9	0	0	23	10	9	15	0	11	0	9
	天然生林	23,571	9	7	124	287	2,098	4,508	11,030	4,183	869	307	149	2,068
	総数	42,820	218	75	171	890	4,177	9,947	15,055	9,188	2,189	686	224	8,548
	人人工林	18,905	39	8	103	721	3,629	6,680	6,331	991	243	124	36	6,424
	育成单層林	18,843	39	8	97	707	3,617	6,669	6,320	987	243	122	34	6,411
	育成複層林	62	0	0	6	14	12	11	11	4	0	2	2	13
第三分 期	天然林	23,915	179	67	68	169	548	3,267	8,724	8,197	1,946	562	188	2,124
	育成单層林	276	34	35	3	5	19	45	53	42	24	8	9	20
	育成複層林	77	0	5	5	0	11	16	10	12	8	5	5	7
	天然生林	23,562	145	28	61	164	517	3,206	8,662	8,143	1,914	549	173	2,097
	総数	42,808	412	79	43	412	1,977	7,777	11,371	14,798	4,551	996	392	9,170
	人人工林	18,899	88	1	26	284	1,685	5,635	6,827	3,774	353	157	69	7,063
第四分 期	育成单層林	18,832	88	1	23	274	1,672	5,623	6,814	3,765	351	156	66	7,048
	育成複層林	67	0	0	3	10	13	12	13	9	2	1	3	15
	天然林	23,909	324	78	17	128	292	2,142	4,544	11,024	4,198	839	323	2,107
	育成单層林	281	17	34	19	4	13	33	50	48	34	16	13	22
	育成複層林	77	0	2	5	2	6	14	13	11	10	6	8	8
	天然生林	23,551	307	41	-6	122	273	2,095	4,481	10,965	4,154	816	302	2,077
第五分 期	総数	42,799	518	218	75	171	881	4,173	9,903	14,981	9,132	2,097	650	9,665
	人人工林	18,893	129	39	8	103	712	3,626	6,668	6,313	972	216	107	7,584
	育成单層林	18,816	129	39	6	96	699	3,611	6,652	6,298	966	214	104	7,565
	育成複層林	77	0	0	2	7	13	15	16	15	6	2	3	19
	天然林	23,906	389	179	67	68	169	547	3,235	8,668	8,160	1,881	543	2,081
	育成单層林	286	9	26	26	11	9	24	42	50	42	25	21	25
第六分 期	育成複層林	77	0	1	4	4	4	10	13	12	10	8	11	8
	天然生林	23,543	380	152	37	53	156	513	3,179	8,606	8,107	1,848	511	2,048
	総数	42,788	796	412	79	43	401	1,965	7,738	11,320	14,674	4,376	984	10,065
	人人工林	18,889	223	88	1	26	273	1,673	5,629	6,811	3,704	314	147	8,017
	育成单層林	18,797	223	88	0	22	262	1,656	5,609	6,790	3,694	310	143	7,993
	育成複層林	92	0	0	1	4	11	17	20	21	10	4	4	24
第七分 期	天然林	23,899	573	324	78	17	128	292	2,109	4,509	10,970	4,062	837	2,048
	育成单層林	291	4	17	26	19	11	18	34	47	47	34	34	28
	育成複層林	77	0	1	2	4	4	7	12	13	11	9	15	9
	天然生林	23,531	569	306	49	-5	113	267	2,063	4,449	10,912	4,019	788	2,011
	総数	42,776	1,348	518	218	75	164	855	4,164	9,842	14,777	8,779	2,036	10,272
	人人工林	18,882	406	129	39	8	96	687	3,623	6,651	6,157	878	208	8,282
第八分 期	育成单層林	18,769	406	129	39	6	87	669	3,598	6,622	6,141	871	202	8,251
	育成複層林	113	0	0	0	2	9	18	25	29	16	7	6	31
	天然林	23,894	942	389	179	67	68	168	541	3,191	8,620	7,901	1,828	1,990
	育成单層林	296	2	11	22	22	16	15	27	42	48	40	50	32
	育成複層林	77	0	0	1	3	4	5	9	12	12	10	20	10
	天然生林	23,521	940	378	156	42	48	147	505	3,137	8,560	7,850	1,758	1,948
第八分 期	総数	42,766	2,355	796	412	79	42	376	1,955	7,689	11,122	13,902	4,038	10,262
	人人工林	18,877	732	223	88	1	25	248	1,664	5,614	6,640	3,346	296	8,365
	育成单層林	18,738	732	223	88	-1	18	230	1,633	5,577	6,618	3,335	286	8,324
	育成複層林	139	0	0	0	2	7	18	31	37	22	11	10	41
	天然林	23,889	1,623	573	324	78	17	128	291	2,075	4,482	10,556	3,742	1,897
	育成单層林	301	1	6	16	22	20	17	22	35	46	44	71	36
第八分 期	育成複層林	77	0	0	1	2	3	5	7	11	12	11	25	11
	天然生林	23,511	1,622	566	307	54	-7	107	261	2,029	4,424	10,501	3,646	1,850
	総数	42,760	3,956	1,348	518	218	75	153	842	4,149	9,641	13,689	8,171	9,930
	人人工林	18,874	1,248	406	129	39	8	85	674	3,613	6,478	5,448	746	8,197
	育成单層林	18,704	1,248	406	129	37	1	66	639	3,567	6,448	5,431	731	8,145
	育成複層林	170	0	0	0	2	7	19	35	46	30	17	15	52
第八分 期	天然林	23,886	2,708	942	389	179	67	68	168	536	3,163	8,241	7,425	1,733
	育成单層林	306	1	4	11	19	22	19	20	30	42	45	93	40
	育成複層林	77	0	0	1	2	3	4	6	9	11	12	31	12
	天然生林	23,503	2,707	938	377	158	42	45	142	497	3,110	8,184	7,302	1,681

7 その他

(1) 長崎県天然更新完了基準

長崎県天然更新完了基準

平成19年5月

1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表搔き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
 - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m以上）とする。
 - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

6 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。

ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。

※ 更新調査の時期の根拠

- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
- ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。

- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。

- 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積 1.0 h a 未満 2箇所以上

1.0~3.0 h a 未満 3箇所以上

3.0 h a 以上 5箇所以上

- 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。

- 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積10m²（半径1.78mの水平円等）を設定する。

- 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。

- 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。

- (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

7 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあっては、当該法令の規定等によるものとする。
- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。

別紙

天然更新完了確認調査野帳

調査年月日
調査員

市町名

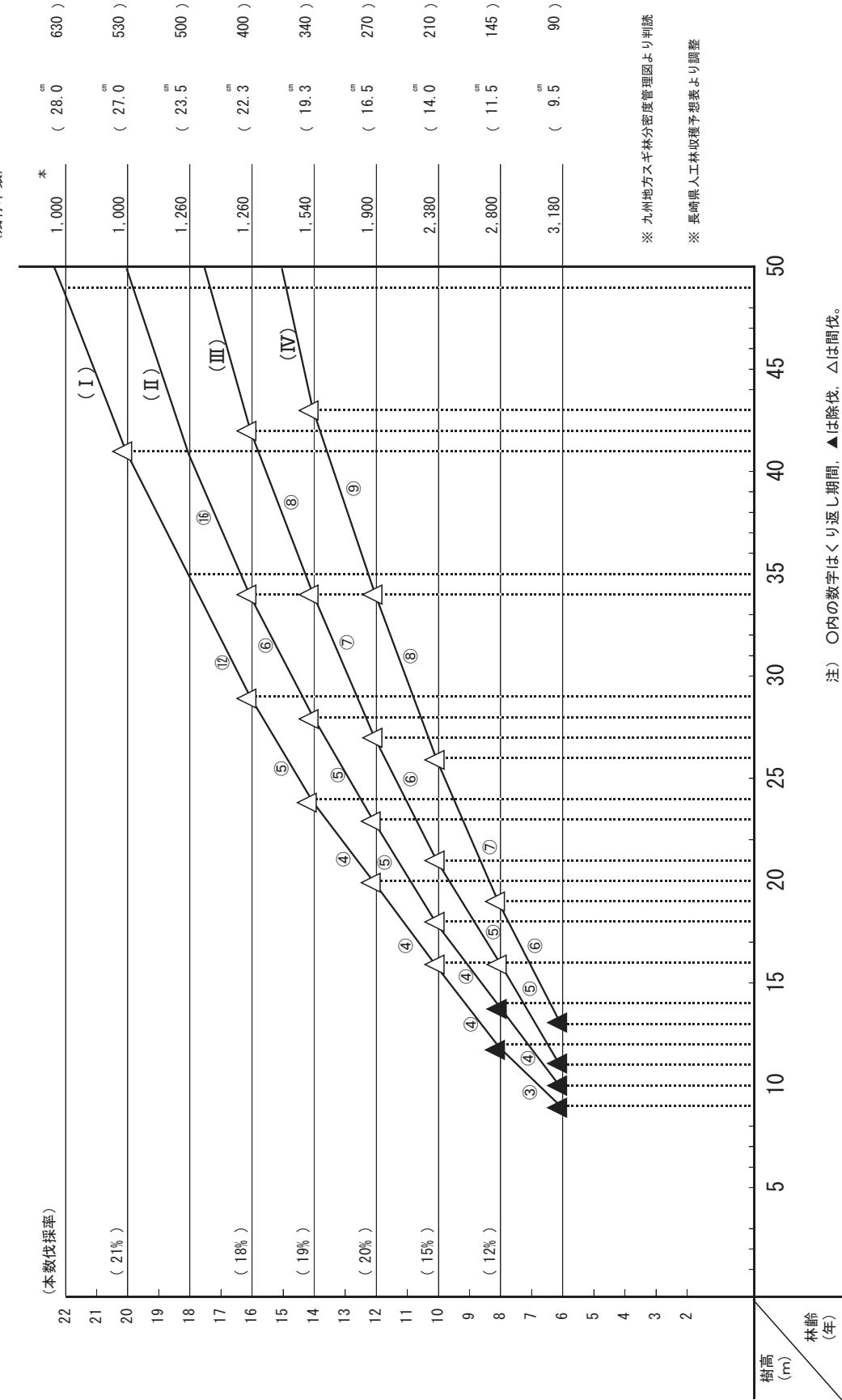
区分	森林簿				更新対象面積	伐採年	伐採後経過年	プロット番号	備考
	林班	小班	枝番	面積(ha)					
調査地									
調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)
判定	プロット4								
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(Cm)	樹種	本数	樹高(cm)
(複数選択 し判定して よい)	A	A 天然更新完了							
	B	B 天然更新一部完了(面積 ha)							
	C	C 天然更新補助作業(面積 ha、作業種)実施							
	D	D 植栽(面積 ha)実施							
添付資料 その他	1 森林計画図に伐採箇所を図示したもの 2 目視の場合は、遠景・近景の写真1部 3 完了確認調査は、2人以上の編成で実施すること								

※ 伐区毎に別葉とする

(2) 間伐指針表

付表 1

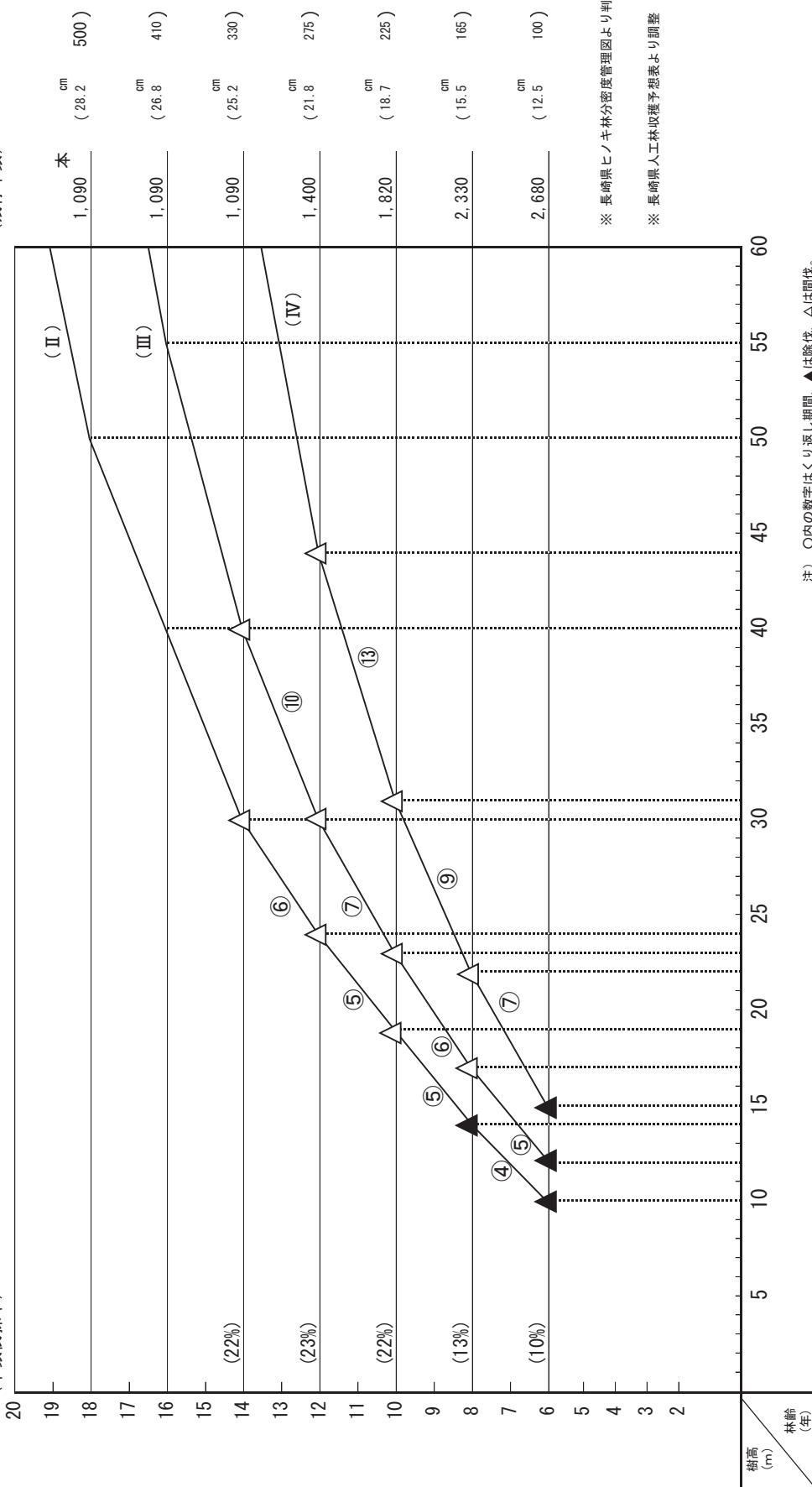
間伐指針表－スギ（初期本数 3,500本）



付表 2

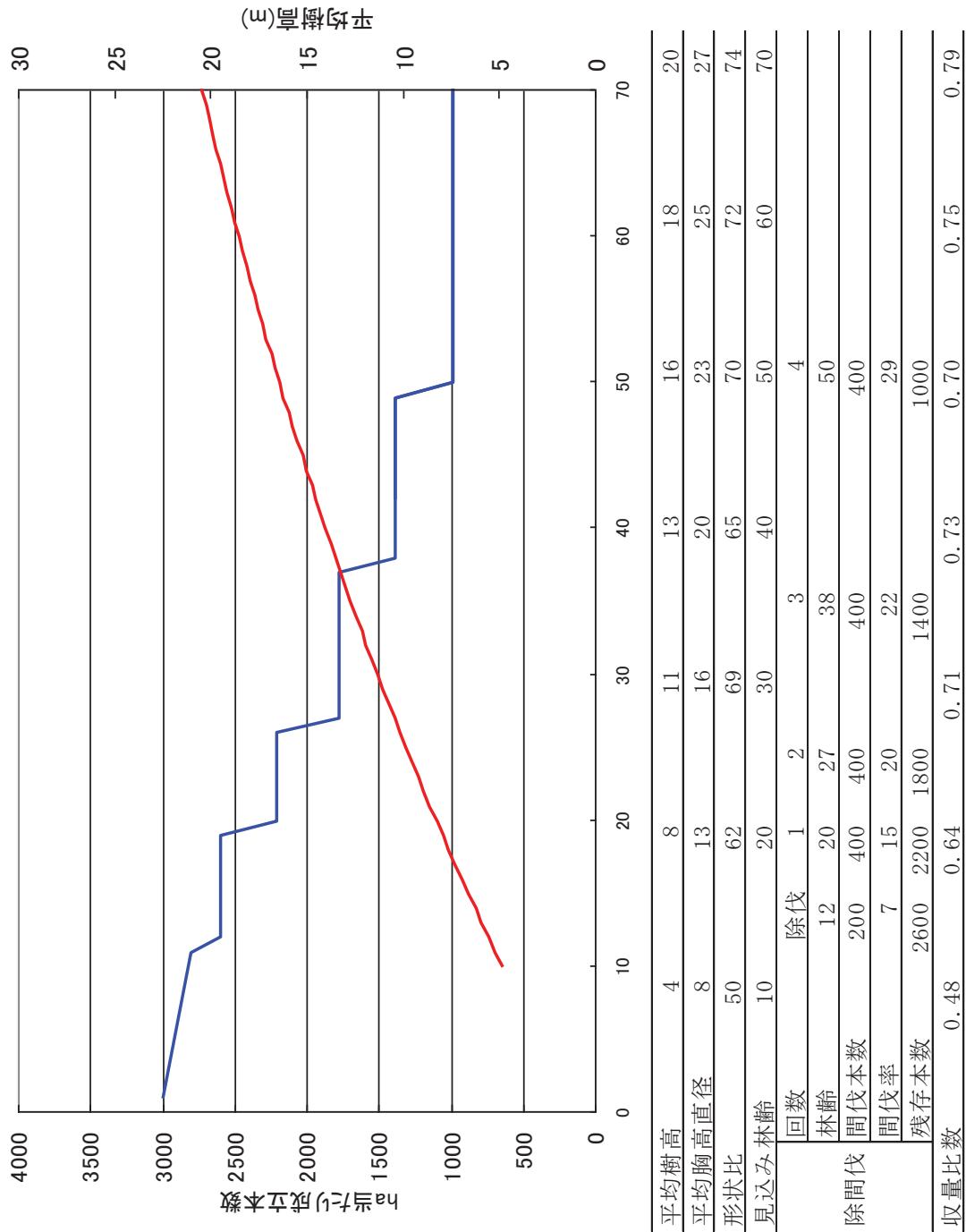
間伐指針表 ヒノキ (初期設定 3,500本)

(本数伐採率)
(残存本数)



注) ○内の数字はくり返し期間, ▲は除伐, △は間伐。

(3)スギ・ヒノキ施業体系図
長崎県スギ人工林 施業体系 地位4

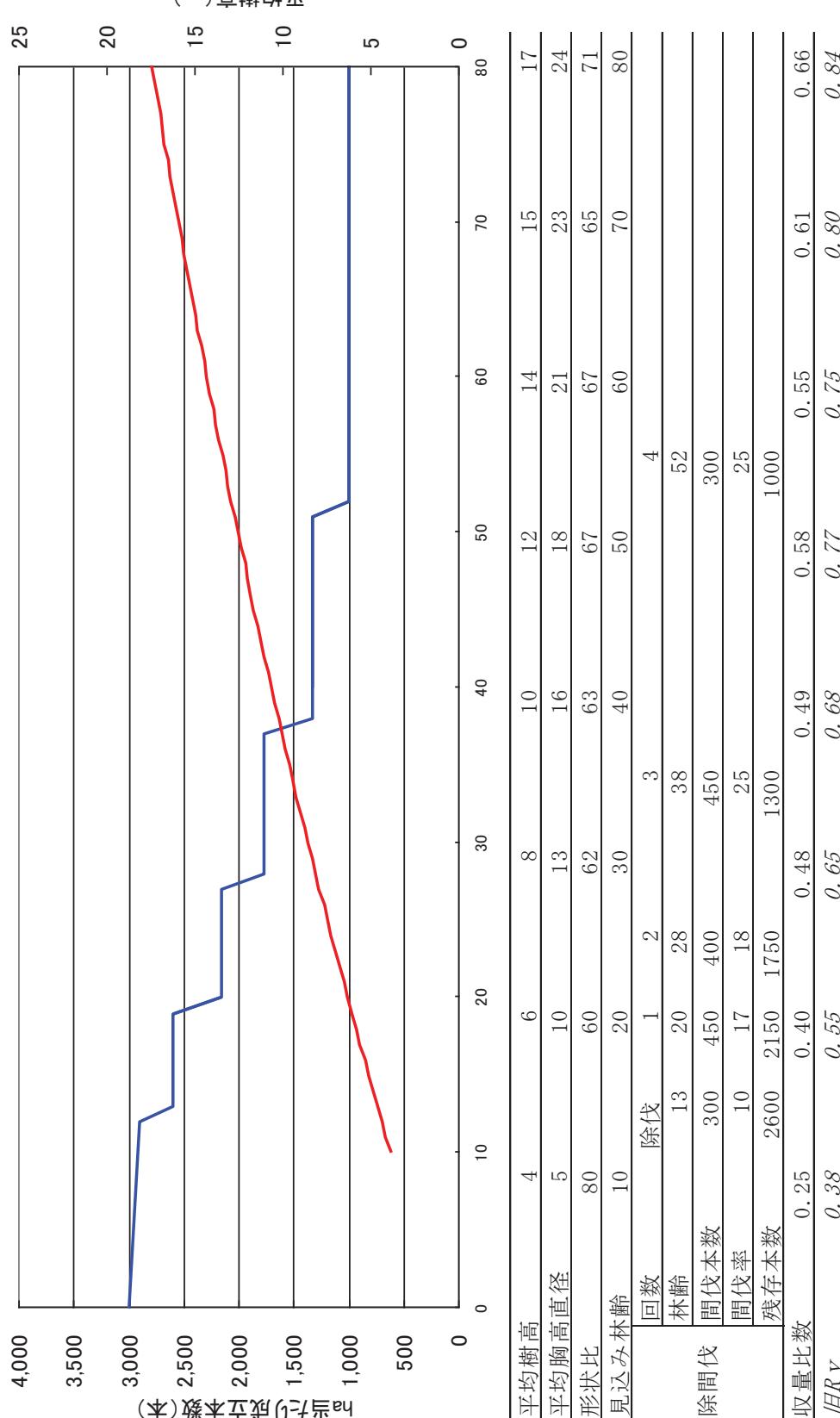


適用基準
長崎県スギ人工林地位指數曲線(H22.3)
九州地方スギ人工林分密度管理図(S55.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期齢70年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位4



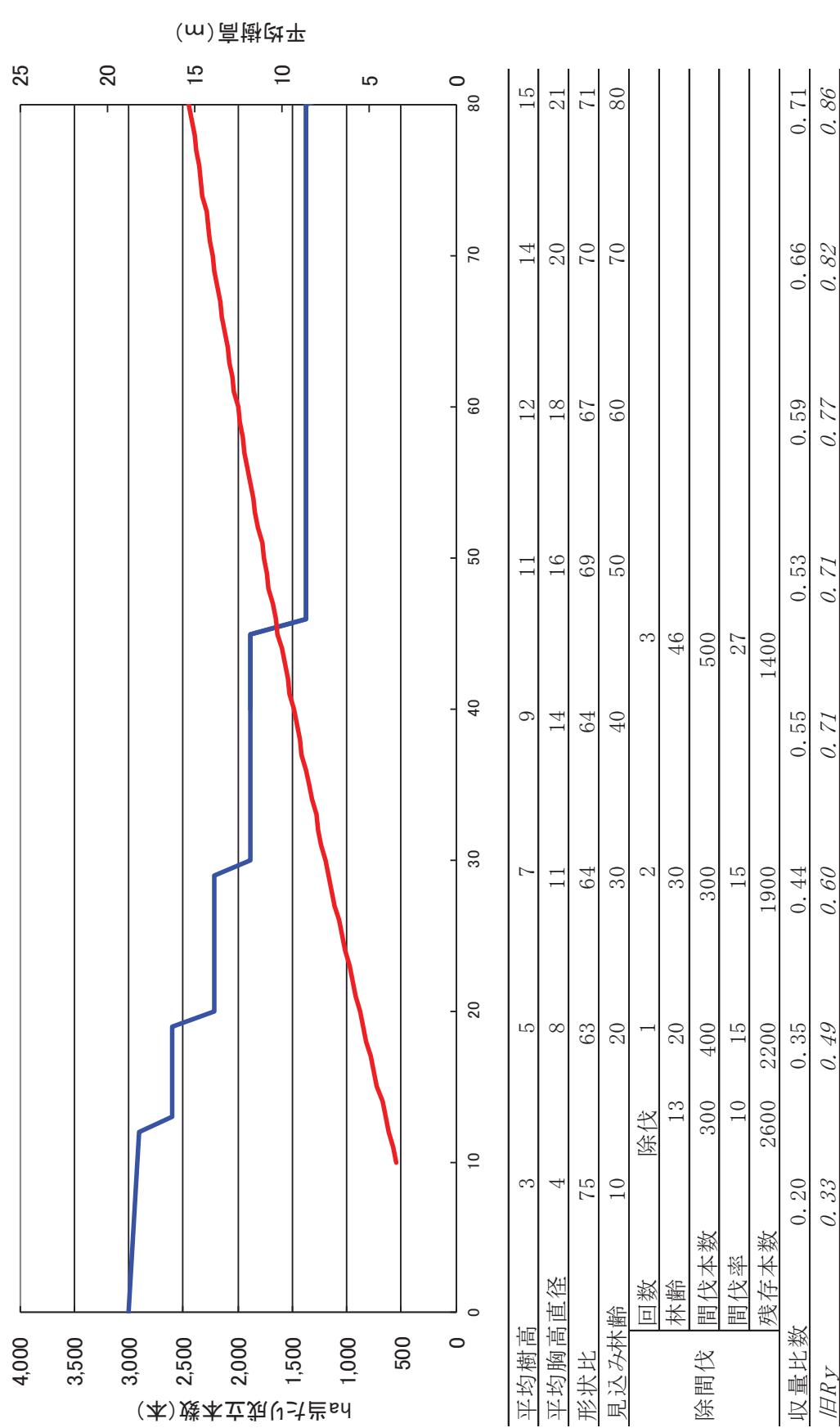
注)参考までに日密度管理図のRyを示しております。

適用基準
長崎県ヒノキ人工林地位指數曲線(H22.3)
長崎県ヒノキ人工林林分密度管理図(H22.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期(80年時)の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位5

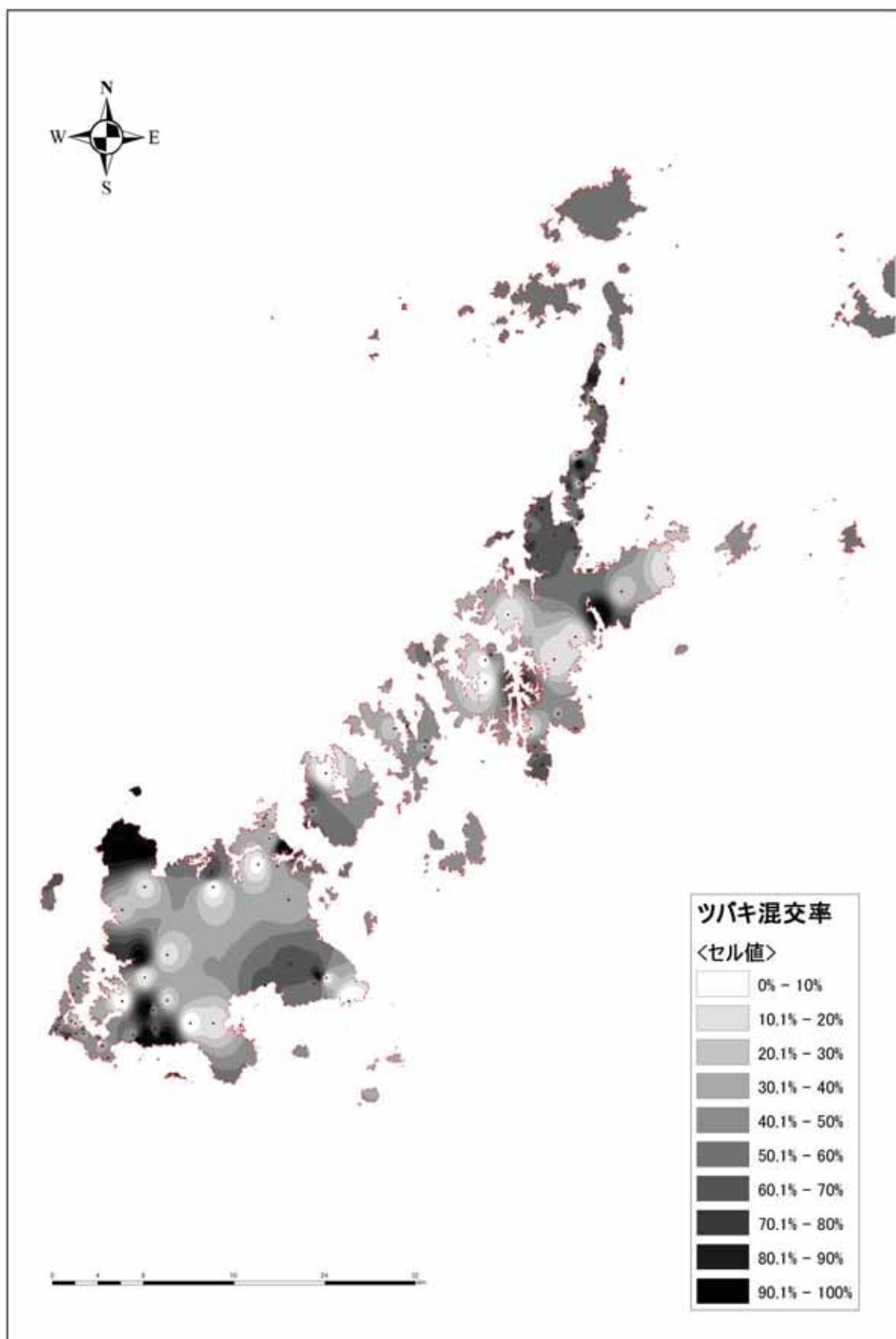


注)参考までに日密度管理図のRyを示しております。

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
 - ②伐期齢80年時の収量比数を高くする。
 - ③間伐回数をできるだけ少なくする。
 - ④利用間伐を2回実施する。
- 適用基準
長崎県ヒノキ人工林地位指數曲線(H22.3)
長崎県ヒノキ人工林林分密度管理図(H22.3)

(4) 参考図 ツバキの分布図



資料：長崎県「平成 22 年度森林資源モニタリング調査」、「平成 23 年度五島列島における自生椿林の実態調査業務委託」

(5) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）	
105	

第2表 持続的伐採可能量（年間）に応じた必要な再造林率

単位 再造林率：% 材積：千m³

持続的伐採可能量	間伐材を加えた伐採可能量	必要な再造林率
105	127	100
94	116	90
84	106	80
73	95	70
63	85	60
52	74	50
42	64	40
31	53	30
21	43	20
10	32	10

1) 「持続的伐採可能量」は、令和3年6月15日閣議決定された「森林・林業基本計画」に「森林資源の保続が可能な主伐量の上限 の検討等を進める」との方針を受け再造林率も踏まえて設定することとなったもの。

2) 本表は、育成单層林として維持すべき森林を対象に、Ⅱ第3の1の（2）で示す標準伐期齢を超える林齢の資源について、資源量を持続的に維持していくことが可能な伐採量の上限として算出される量（理論値）である。

3) 第1表の計算方法は、次のとおり。

$$E = Zw + (Vw - Vn) + Ta$$

E : 主伐（皆伐）材積の目安

Ta : 更新期間

Zw : 対象森林の期首時の年間成長量

Vw : 対象森林の期首時の立木材積

Vn : 基準立木材積（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）